

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑫経済政策 ア 経済政策

■実施期間 令和2年3月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

<事業者サイドへの支援>

事業存続が困難になる事業者が増加する可能性があるため、資金需要に対応し、業態の転換や再創業による再起を支援する。

<消費の側からの事業者支援>

消費者の消費マインドを刺激し、区内経済の底上げを図る。区内で在宅生活やテレワークをしている消費者の区内での消費を加速する。

<雇用支援>

感染症の影響による解雇や、フリーランスの仕事減少等による失業者の増加や働き方の意識が変革していることから、フルタイム以外の就労希望者の就労支援と人材不足産業の人材確保を同時に実行し、福祉など区内産業を支える区民の就業支援を行う。

#### ■詳細

●実施した取組みは以下のとおり

- ①新型コロナウイルス感染症対策緊急融資(令和2年4月～令和3年3月、令和4年4月～令和5年3月)
- ②新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資(令和2年5月～令和2年9月) ③区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)(令和2年3月～)
- ④区内飲食店への支援事業(せたがやPay活用)(令和2年12月～令和3年8月) ⑤せたがやPayを活用した事業者支援(令和3年11月～令和4年1月、令和4年7月～10月)
- ⑥「東京都生活応援事業」を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行(令和3年9月～令和4年1月)
- ⑦短時間・短期間の雇用マッチング事業ほか各種就労支援事業(令和2年5月～令和4年3月)
- ⑧区内飲食店応援冊子の発行(令和2年8月) ⑨業態転換及び新ビジネス創出支援補助(令和2年6月～)
- ⑩クラウドファンディング支援事業(令和2年6月～令和3年3月) ⑪介護サービス事業所緊急支援金交付事業(令和2年11月～令和3年3月)
- ⑫区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施(令和3年3月～) ※各種事業の具体的な内容は次ページ以降を参照

90

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑫経済政策 ア 経済政策

◆各種取組みの具体的な内容◆

(①～③)

#### ①新型コロナウイルス感染症対策緊急融資

●新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している区内の中小企業者の資金需要に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策緊急融資のあっせん制度を設け、利子補給・信用保証料補助を行った。

実施期間：令和2年4月～令和3年3月、令和4年4月～令和5年3月

実績：

【融資あっせん】

令和2年度分：申込み4,379件、17,957,490千円  
貸付3,944件、15,905,702千円  
令和4年度分：申込み1,377件、4,939,408千円  
貸付1,213件、4,038,097千円

【信用保証料補助】

令和2年度分：申請3,445件、金額232,097千円  
令和4年度分：申請1,040件、金額 62,895千円

#### ②新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資

●商店街を訪れる人たちの感染回避に取り組む活動を支援するため、商店街振興組合等に対する融資あっせん制度を設け、利子補給・信用保証料補助を実施。

受付期間：令和2年5月～9月末

実績：申込み16件、52,190千円 貸付16件、52,190千円

#### ③区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)

●コロナ禍当初に臨時労働電話相談を設け、さらに生活再建及び事業者支援の窓口に加え、後遺症に起因する相談を含む労働相談と医療に関する相談を追加し、内容の充実を図った。掲示板や区窓口、公共施設等で配架、配布を行った。

実績：臨時労働電話相談1098件、事業者相談2711件

後遺症に関する相談24件(労働7件、経営1件、生活困窮16件)

※臨時労働電話相談は令和2年3月～9月まで実施し、その合計値。それ以外は令和5年12月時点

91

## 2 世田谷区における主な取組

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑫経済政策 ア 経済政策

◆各種取組みの具体的な内容◆

(④～⑦)

##### ④区内飲食店への支援事業(せたがやPay活用)

- 主に区内飲食店に対する支援として、せたがやPayを活用した、①「飲食店応援キャンペーン」、②「つかって5%キャンペーン」、③「サンキューマスクキャンペーン」を実施。

実施期間:①令和2年12月～令和3年5月、②令和3年6月～8月、  
③令和3年7月～8月

実績:ポイント還元額合計 11,294千円

##### ⑥「東京都生活応援事業」を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行

- 地域経済活性化のため、「東京都生活応援事業～コロナに負けない！～」を活用し、25%プレミアム付区内共通商品券「世田谷生活応援券」を発行。

実施期間:令和3年9月～令和4年1月

実績:発行総額 15億円(うち販売額12億円、プレミアム分3億円)

換金率 99.3%

購入限度額 1人あたり8万円

##### ⑤せたがやPayを活用した事業者支援

- コロナ禍で厳しい経営環境に置かれた中小事業者の経営を下支えするため、せたがやPay加盟店へ給付支援を実施。令和3年度:定額給付(3万円)+定率給付(5%・上限10万円)、令和4年度:定率給付(5%・上限20万円)

実施期間:令和3年11月～令和4年1月、令和4年7月～10月

実績:令和3年度 1,849店舗、給付額合計89,549千円  
令和4年度 2,814店舗、給付額合計99,703千円

##### ⑦短時間・短期間の雇用マッチング事業ほか各種就労支援事業

- ウェブを活用した企業説明会等によりフルタイム以外を希望する就職希望者に対し、介護やテレワーク、事務職の求人をメインに職業紹介を行った。

実績:支援対象者数186人、就職決定者68人

- その他、おしごとカフェでのHPでの仕事の情報提供と求人企業の動画作成、R60-SETAGAYA-Aの試行実施、メディアとタイアップした福祉の魅力発信事業、オンライン面接スペースの提供事業、福祉作業所DX支援事業を行った。

92

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑫経済政策 ア 経済政策

◆各種取組みの具体的な内容◆

(⑧～⑨)

##### ⑧区内飲食店応援冊子の発行

- 新型コロナウイルス感染症により打撃を受けている地元飲食店を応援するため、公益財団法人世田谷区産業振興公社・株式会社柑出出版社・世田谷区が連携し、フリーペーパー「世田谷ライフ地元飲食店応援特集号(世田谷ライフ+)」を発行した。

- 区内電鉄の沿線別(①小田急線、②京王線・井の頭線、③世田谷線、④田園都市線・大井町線・目黒線)に4冊作成。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施してテイクアウト・デリバリー・イートインを行っている飲食店をイラストマップ上に表示して紹介。

実施期間:令和2年8月

実績:【発行部数】各沿線25,000部、合計10万部

##### ⑨業態転換及び新ビジネス創出支援補助

- 「新しい生活様式」に対応するための業態転換や経営の多角化を図る区内中小企業、個人事業主等を支援し、産業の持続化及び区内経済の循環を推進する。

※令和4年度より、名称を「中小事業者経営改善補助金」に変更

- 飲食業のテイクアウト販売、小売業のEC導入、移動販売や商品配達のシステムづくり、対人サービス業のオンライン化、介護事業や建設業等におけるICT導入による省力化、製造業等の製品多角化など、業態転換や経営の多角化等の取組みに対し、補助を行う。

実施期間:令和2年6月～

実績:

	補助確定件数	補助確定額
令和2年度	164件	14,784,400円
令和3年度	132件	33,822,700円
令和4年度	37件	8,934,100円
令和5年度	14件	3,230,700円

※令和5年度は、令和6年2月15日現在

93

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑫経済政策 ア 経済政策

◆各種取組みの具体的な内容◆

(⑩～⑪)

##### ⑩クラウドファンディング支援事業

ア:購入型クラウドファンディング

新型コロナウィルス感染症の拡大により区内産業に大きな影響が生じている中、クラウドファンディングプラットフォーム「Makuake」を運営する株式会社マクアケと連携し、新たな商品・製品・サービス開発などにより状況打破に取り組む事業者が実施するサービス購入型のクラウドファンディングを支援する。

イ:文化・芸術産業を支援するクラウドファンディング

新型コロナウィルス感染症による活動自粛が続き、苦境に陥っている、文化芸術産業に携わる事業者に対して、クラウドファンディングを通した支援を行う。(せたがや舞台芸術支援応援プロジェクトとして、世田谷区産業振興公社で実施。)

実施期間:令和2年6月～令和3年3月

支援内容及び実績

ア:購入型クラウドファンディング

・「Makuake」に、世田谷区の特設応援ページを作成し、事業者のプロジェクトをPR。

・クラウドファンディングに係る手数料(寄付額の15%)を負担。(1プロジェクトあたり15万円を上限。) ※世田谷区産業振興公社事業。

『実績』

・世田谷区の特設応援ページ掲載プロジェクト数 12プロジェクト

・手数料補助 11件

イ:文化・芸術産業を支援するクラウドファンディング

世田谷区産業振興公社で、コロナ禍における舞台芸術の制作活動を支援のため、クラウドファンディングを実施。

『実績』 集まった金額 1,228,514円

##### ⑪介護サービス事業所緊急支援金交付事業

●新型コロナウィルス感染症の影響による利用自粛等により減収した介護サービス事業所が事業を継続できるよう支援する補助事業

実績:143件(総額99,223千円の交付)

94

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑫経済政策 ア 経済政策

◆各種取組みの具体的な内容◆

(⑫)

##### ⑫区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施

新型コロナウィルス感染症禍で、経営多角化や業態転換に取り組む区内事業者を支援するため、区有地においてキッチンカー等の出店スペースを創出するとともに、キッチンカー事業の実施を検討している事業者に対し、民間のキッチンカーコーディネート事業者との連携により支援。

・実証実験(令和2年10月～11月)

区有地でのキッチンカーの需要を確認するため、キッチンカーコーディネート事業者と連携し、5つの区有地で実証実験を実施。

・本格実施(令和3年3月～)

キッチンカーコーディネート事業者と出店契約及び連携協定を締結し、区内事業者への支援や区民の利便性向上への支援等とともに、出店料による税外収入の確保を図る。

・令和4年度からは、公園緑地課が実施していた5公園(喜多見ふれあい広場、大蔵運動公園、玉川野毛町公園、二子玉川公園、羽根木公園)が移管された。

・上記に加え令和4年度からは、新規出店場所として世田谷区立教育総合センター(令和4年5月開始)、若林公園(令和5年3月開始)が加わった。

・実施場所:区内13か所(令和5年5月7日時点)

『実績』

令和2年度 出店箇所5か所 歳入160,981円

令和3年度 出店箇所6か所 述べ出店台数1,804台 歳入2,153,561円

令和4年度 出店箇所13か所 述べ出店台数1,905台 歳入2,104,500円

令和5年度(5月末まで):出店箇所13か所 述べ出店台数284台

歳入407,248円

※世田谷公園については公園緑地課にて実施

	出店場所	住所	種別
1	JRA馬事公苑前けやき広場	上用賀2-3-4	区道
2	世田谷区役所本庁舎	世田谷4-21-27	区施設
3	喜多見まちづくりセンター	喜多見5-11-10	区施設
4	上用賀五丁目アパート	上用賀5-14-1	区営住宅
5	二子玉川公園	玉川1-16-1	区立公園
6	玉川野毛町公園	野毛1-25-1	区立公園
7	羽根木公園	代田4-38-52	区立公園
8	きたみふれあい広場	喜多見9-25-5	区立公園
9	大蔵運動公園	大蔵4-6-1	区立公園
10	希望丘公園	船橋7-9-2	区立公園
11	代沢せせらぎ公園	代沢4-36-1	区立公園
12	世田谷区立教育総合センター	若林5-38-1	区施設
13	若林公園	若林4-34-2	区立公園

95

# コロナ禍の事業者支援の一例



経済産業部商業課

## 1 事業概要 ~SETACOLOR(せたカラー)とは~

コロナ禍で始めた事業者支援についてご紹介いたします。

SETACOLOR(せたカラー)は、コロナの影響により加速した社会の変化に対応しようとする意欲ある区内小規模事業者への支援策として、令和3年度から開始した事業です。

経営課題の把握・戦略的なサポートや実践的なアドバイスを行うため、地域人材を活用した専門家によるハンズオン型(伴走型)の支援手法を初めて取り入れました。

支援を行うことで、コロナ禍で希薄になった地域とのつながりを回復しつつ、支援後の事業者間のネットワークの構築を目的としています。

### 特徴① 通称とロゴ化

通称を、「SETACOLOR(せたカラー)」とし、覚えやすくすることで、認知拡大の効果もあり、毎年、100以上の事業者の方に申請いただいています。

### 特徴② 多様なプログラム

補助金+専門家+地域経済のネットワークでサポートし、事業の成長を支援。令和3年度～6年度までの約3年間で、プラッシュアップを行い、現在は3つの形態で実施しています。

①PRO (フルサポート型)：補助金上限150万円+伴走支援(最長8ヶ月間)

②LIGHT (スポット型)：補助上限額50万円+伴走支援(最長2ヶ月間)

③ビジネススクール型：ビジネスアイデアをかたちにするインキュベーションプログラム  
(通称:ネイバースクールSETAGAYA)

### 特徴③ ネイバーフッドな関係で創る支援

また、区内に関わる大企業や個人店など、様々なステークホルダーが組むことで、互いに得意な領域を持ちあって、事業者を支えるチームを結成。事業者同士のつながりや専門家のつながりも生まれていき、新たなコミュニティが生まれおり、区内産業がワントームになって、区内産業の活性化に取り組んでいます。

専門家、メンター

事業パートナー

令和3～5年度までの  
参加事業者(全プログラム)  
**約200以上**



## 2 事例のご紹介

SETACOLORが、コロナ禍でどのように活用いただき、どんな支援が実現できたのか、事業者さんの一例を交えて、ご紹介します。

【事業者名】 株式会社山口茂デザイン事務所

【事業内容】 スーパーなど小売店を中心としたPOP(ポップ)の書き方を教える事業を展開。  
主にBtoB向けの勉強会やセミナー、社員研修を実施。

### STEP1 課題の整理を支援

コロナ禍において集会の禁止やお客様である小売店の経営の悪化にセミナーや勉強会などの研修が激減→従来の手法では厳しい状況に。

### STEP2 状況改善に向けた方向性の整理を支援

●視聴者目線で、売上向上のPOP技術向上の動画が必要で、他と一線を画するため、→山口茂の「売り方・見せ方・伝え方」を視聴者に直接語る→「POPの学校」の YouTube展開

### STEP3 アウトプット(補助金を活用した具体的なプロジェクトの実践)

●POPの学校の開校((YouTubeチャンネルの開設)

●広報面の強化(HPへのリニューアル、YouTubeへの誘導チラシ)

### 【SETACOLORに参加してみて】

山口茂デザイン事務所の山口茂さんからコメントをいただきました！

#### 【コメント】

SETACOLORに参加して、一番の大きなメリットは専門家、メンターの存在でした。

コロナ禍での新規事業の推進は不安でしたが、的確なアドバイスやフォローをしていただけたことで、現在、この事業は会社全体の中でも大きな柱に育っています。



## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑫経済政策 イ アーティスト及び民間文化施設等支援事業(せたがや元気出せArtsプログラム)

■実施期間 令和2年7月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

外出自粛や施設等の休業要請により多くの文化・芸術活動が休止を余儀なくされ、従来のような活動ができない状況にあったことから、プロのアーティストや民間文化施設等を対象とした支援策「せたがや元気出せArtsプログラム」を実施した。

#### ■詳細

実施した事業は以下の通り。

##### ●令和2年度

①アーティスト支援事業(令和2年9月～令和3年3月)

②民間文化・芸術施設支援事業(令和2年9月～令和3年3月)

上記事業に向けたふるさと納税及びガバメントクラウドファンディング®の実施(令和2年9月～令和3年3月)

③世田谷文化生活情報センター劇場施設利用料金の減額(令和2年7月～令和2年9月)

##### ●令和3～4年度

④文化・芸術活動継続支援事業(令和3年9月～令和5年3月)

※各種事業の具体的な内容は次ページ以降参照

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑫経済政策 イ アーティスト及び民間文化施設等支援事業(せたがや元気出せArtsプログラム)

◆各事業の具体的内容◆(①～②)

##### ①アーティスト支援事業

###### 【実施時期】

令和2年9月～令和3年3月

###### 【概要】

若手アーティスト等による文化・芸術に関する動画配信を通じて、文化・芸術活動の継続を支援するとともに、区民が文化・芸術に親しむ機会を創出する。

###### 【対象】

プロのアーティスト(企画Bは申請者(団体の場合代表者)が40歳未満)

###### 【補助内容】

企画A…文化・芸術活動の動画撮影・配信及び、経費としてアーティスト1人に  
つき10万円(グループの場合は30万円を限度)を助成する。

企画B…自ら撮影する文化・芸術活動の動画作品を募集し、動画配信するとともに、企画Aと同様の助成を行う。

###### 【実績】

企画A…受付件数107件(277人)、採択件数18件(50人)

企画B…受付件数134件(328人)、採択件数20件(50人)

##### ②民間文化・芸術施設支援事業

###### 【実施時期】

令和2年9月～令和3年3月

###### 【概要】

有観客での事業実施が困難なライブハウスや小劇場等の文化・芸術施設に対し、映像配信事業にかかる経費の一部を補助する。

###### 【対象】

ライブハウス、小劇場、ミニシアター等の民間文化・芸術施設

###### 【補助内容】

公演等の映像配信により、文化・芸術を発信する事業に必要な経費を助成する。

###### 【実績】

申請件数 36件(39施設)、採択件数 35件(38施設)

##### ●ふるさと納税及びガバメントクラウドファンディング®の実施

###### 【実施時期】

令和2年9月～令和3年3月

###### 【概要】

①～②の事業実施にあたり、ふるさと納税及びガバメントクラウドファンディング®を活用し、世田谷区文化振興基金への寄附を呼び掛け、財源の一部とした。

###### 【実績】

2,571千円(目標金額 2,000千円)

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑫経済政策 イ アーティスト及び民間文化施設等支援事業(せたがや元気出せArtsプログラム)

◆各事業の具体的内容◆(③～④)

##### ③世田谷文化生活情報センター劇場施設利用料金の減額

###### 【実施時期】

令和2年7月～令和2年9月

###### 【概要】

世田谷文化生活情報センター劇場施設の感染症拡大防止対策のための入場者数制限により利用団体の収入が減収となることから、施設の利用料金の一部を減額する。

###### 【対象】

令和2年7月から令和2年9月末までに劇場施設を利用した団体

###### 【補助内容】

観客数を半分以下に制限する場合、客席相当分の利用料金を5割減額する。

###### 【実績】

対象 5団体 2,944千円

##### ④文化・芸術活動継続支援事業

###### 【実施時期】

令和3年9月～令和5年3月

###### 【概要】

区内のアーティストや文化・芸術団体の活動再開・継続を後押しするため、感染拡大防止対策を講じたうえで実施する公演・展示等の文化・芸術事業にかかる経費の一部を助成する。

###### 【対象】

新型コロナウイルス感染症の影響により活動を自粛・縮小せざるを得ない区内のアーティスト、文化・芸術団体及び、民間文化・芸術施設等

###### 【補助内容】

1事業あたり上限30万円(補助率4/5)

###### 【実績】

令和3年度 申請件数 56件、採択件数 38件

令和4年度 申請件数 49件、採択件数 40件

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 ア 特別定額給付金事業

■実施期間 令和2年5月～令和3年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において示された特別定額給付金事業について、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、市区町村が実施主体となって行うこととなった。

〔単位：世帯〕			
	対象世帯数	支払件数	未申請件数
オンライン申請	492,620	31,066	1,920
郵送申請		459,634	
配達を要する方の申請	884	881	3
合計 〔給付率〕	493,504	491,581 (99.6%)	1,923
支払額 〔支払人数〕		91,896,200千円 (918,962人)	

#### ■詳細

##### (1)給付対象者及び受給権者

①給付対象者：基準日(令和2年4月27日)において、区の住民基本台帳に記録されている者

②受給権者：給付対象者の属する世帯の世帯主

##### (2)給付額：給付対象者1人につき10万円

##### (3)対象世帯：基準日時点の世帯

(4)申請方法：郵送申請、マイナンバーカードを活用したオンライン申請等

(5)給付方法：世帯主又はその代理人の口座振り込みを基本とし、口座がない場合は原則、現金書留。

(6)実施結果：左図のとおり。

100

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 イ 住居確保給付金

■実施期間 令和2年4月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

生活困窮者自立支援法に基づき、就労能力及び就労意欲があつて、住居を喪失した又は喪失するおそれがあり、かつ世帯の生計を主として維持している者に対して、住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、支給対象者を「離職・廃業2年以内の者」としていたところ、「個人の責によらない理由・都合(休業等)」により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者にまで範囲を拡大するなど、多くの制度変更を行った。

#### ■詳細

##### ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえた主な制度変更

①支給対象者の拡大(令和2年4月～)

②支給額算定方法の変更(令和2年7月～)

③職業訓練受講給付金と併給可(令和3年6月～)

④郵送での申請可(令和2年4月～令和5年3月)

⑤再々延長の実施(令和2年12月～令和4年2月)

⑥特例再支給の実施(令和3年2月～令和5年3月)

⑦求職活動等要件の緩和(令和2年4月～令和5年5月)

⑧求職活動等要件(求職申込先)の拡大(令和3年11月～)

●支給件数…左記の表を参照

	初回	延長	再延長	再々延長
令和2年度	6,775	4,744	3,631	2,172
令和3年度	3,496	1,281	1,256	1,279
令和4年度	1,120	395	419	—

※初回には再支給も含む

101

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 ウ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

■実施期間 令和3年6月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化した中で、社会福祉協議会が実施していた特例貸付(緊急小口資金及び総合支援資金)を利用した世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給した。

#### ■詳細

##### ●対象者

社会福祉協議会が実施していた特例貸付の借受者

※収入・資産要件、求職活動等要件等あり

##### ●支給額(月額)

単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円

##### ●支給期間

3か月 ※1度のみ再支給可能

##### ●支給実績

初回支給:3,293世帯 再支給:2,191世帯

102

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 イ 国民健康保険料減免

■実施期間 令和2年7月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

●「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされた。  
 ●厚生労働省が示した減免措置に対する財政支援の考え方に基づき「世田谷区国民健康保険料の徴収猶予及び減免事務処理要綱第5条」等の規定により、国民健康保険料の減免を実施した。  
 ※後期高齢者医療保険料の減免については、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合で実施した。

#### ■実績

年 度	支給決定数(件)	保険料減免額(円)
令和2年度	10,772	1,680,910,913
令和3年度	1,753	331,558,559
令和4年度	559	109,824,296
令和5年度	3	328,502

※令和5年度は令和6年2月時点

#### ■詳細

##### ●減免の対象となる世帯

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入」という)の減少が見込まれ、以下の条件に全て該当する世帯

・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること  
 ・世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下であること

・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

103

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 力 介護保険料減免

■実施期間 令和2年6月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、同年4月9日付で厚生労働省から財政支援の対象となる介護保険料(第1号被保険者)の減免の取扱いについて示された。

これに基づき「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による世田谷区介護保険料の減免事務処理要領」を定め、介護保険料(第1号被保険者)の減免を実施した。

#### ■実績

年 度	減免決定者数(件)	保険料減免額(円)
令和2年度	4,430	183,269,501
令和3年度	463	26,323,828
令和4年度	100	5,806,264

#### ■詳細

##### ●減免の対象となる被保険者

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、以下の条件に全て該当する第一号被保険者

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
- ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

104

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 力 国民健康保険傷病手当金

■実施期間 令和2年7月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

●「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」(令和2年3月10日)において、国民健康保険被保険者への傷病手当金支給に対する厚生労働省の考え方(財政支援を含む)が示された。

●上記を踏まえ、別に定めた世田谷区国民健康保険条例付則第8条等の規定により、支給要件を満たした申請者に傷病手当金を支給した。

※後期高齢者医療制度の傷病手当金については、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合で実施した。

#### ■実績

年 度	支給決定数(件)	支給決定額(円)
令和2年度	49	3,543,794
令和3年度	138	7,007,385
令和4年度	493	18,699,448
令和5年度	37	1,777,186

※令和5年度は令和6年2月時点

#### ■詳細

##### ●支給要件

###### (1)対象者

- ・給与等の支払いを受けている世田谷区の国民健康保険加入者であること。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われるため療養のため労務に服することができなかったこと。
- ・労務に服することができなかった期間、給与等の支払いを受けられない、又は一部減額されて支払われていること。

###### (2)支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

###### (3)支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2

×支給対象となる日数

###### (4)適用期間

令和2年1月1日以降で療養のため労務に服することができない期間(令和5年5月7日までに感染していること)

105

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 キ 新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業

■実施期間 令和2年8月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症患者や感染の疑いのある者に対応することにより、他の診療や入院の縮小等を行わなければならず、収入が減少するとともに、病床の確保や発熱外来の設置等によって支出が増加するなど、区内の医療機関の経営に大きな影響を与えていた。

そこで区では、新型コロナウイルス感染症へ対応する医療機関を増やし、区民の生命を守り、区民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができる地域医療体制の確保を図ることを目的に、緊急対策事業として、新型コロナウイルス感染症患者に対応する区内の医療機関を支援する補助事業を実施した。事業は感染状況に応じて、必要な見直しを行なながら実施した。

#### ■詳細

##### 1 支援事業の概要

- (1)病床確保支援【支援対象期間:令和2年1月～】  
新型コロナ病床を確保し、区民が使用した病床数に応じた補助を行う。
- (2)発熱外来等の運営支援【支援対象期間:令和2年1月～】  
PCR検査の検体採取を行う医療機関に対し、検査件数に応じた補助を行う。
- (3)休業・縮小施設の再開支援【支援対象期間:令和2年1月～】  
職員や入院患者の感染等により、外来診療を休診、又は病床の使用を停止した医療機関に対し、休診日数や停止した病床数に応じた補助を行う。
- (4)回復後患者の転院等受け入れ支援【支援対象期間:令和3年4月～令和5年3月】  
重症化した区民が入院できる病床を確保するため、新型コロナ回復後患者の転院受け入れ数に応じた補助を行う。

##### 2 支援した医療機関数

R2:34 R3:85 R4:96 R5:80

106

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金(国制度))

■実施期間 令和2年5月～令和3年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対する支援として、対象児童1人あたり1万円を支給

#### ■詳細

- 対象者:令和2年4月分の児童手当受給者

- 支給実績:67,373名分×10,000円=673,730,000円

107

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑬給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金(国制度))

■実施期間 令和2年6月～令和3年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、1世帯あたり5万円(第2子以降1人につき3万円追加)を支給、更に12月に再支給(5万円)を実施

#### ■詳細

●対象者:令和2年6月分の児童扶養手当の受給者等

●支給実績:484,190,000円

(内訳)児童扶養手当受給世帯等への給付(再支給分含)

6,766世帯(再支給分含)×50,000円=338,300,000円

第2子以降加算 2,548名分×30,000円=76,440,000円

収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付

1,389世帯(再支給分含)×50,000円=69,450,000円

108

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑬給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国・区制度))

■実施期間 令和3年4月～令和4年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症の影響により損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯に児童1人あたり5万円及び区要綱に基づき3万円を追加して支給

#### ■詳細

<ひとり親世帯分>

●対象者:令和3年4月分の児童扶養手当受給者等

●支給実績:341,880,000円

(内訳)4,286名×50,000円=214,300,000円

追加支給分 127,580,000円

<ひとり親世帯以外分>

●対象者

(1)令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者のうち、令和3年度分の住民税均等割非課税である者等

(2)令和3年3月31において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者等

●支給実績:814,790,000円

(内訳)10,189名×50,000円=509,450,000円

追加支給分 10,178名×30,000円=305,340,000円

109

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑬給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度))

(令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度))

■実施期間 令和4年4月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、損害を特に受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯に児童1人あたり支給される5万円(国制度)に、区独自の上乗せ5万円(令和4年9月30日までの転出者は上乗せ3万円)を含めて、児童1人につき10万円(令和4年9月30日までの転出者は児童1人につき8万円)を支給

#### ■詳細

【令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)】

<ひとり親世帯分>

●対象者:令和4年4月分の児童扶養手当受給者等

●支給実績:198,200,000円

(内訳)3,964名×50,000円=198,200,000円

<ひとり親世帯以外分>

●対象者:(1)令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者のうち、令和4年度分の住民税均等割非課税である者等

(2)令和4年3月31において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者等

●支給実績:472,300,000円

(内訳)9,446名×50,000円=472,300,000円

※令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度)は次ページ参照

110

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑬給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度))

(令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度))

■実施期間 令和4年4月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、損害を特に受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯に児童1人あたり支給される5万円(国制度)に区独自の上乗せ5万円(令和4年9月30日までの転出者は上乗せ3万円)を含めて、児童1人につき10万円(令和4年9月30日までの転出者は児童1人につき8万円)を支給

#### ■詳細

【令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度)】

●対象者:(1)令和4年度世田谷区低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)又は令和4年度世田谷区低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給の決定を受けている者

(2)世田谷区外において令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(国制度)又は令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(国制度)の支給の決定を受けており、令和4年4月1日以降に世田谷区に転入し、本給付金の申請を行う時点で区内に住所を有する者

●支給実績:674,520,000円

(内訳)13,281名×50,000円=664,050,000円

349名×30,000円= 10,470,000円

※令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)は前ページ参照

111

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑬給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(乳幼児臨時特別給付金(区制度))

■実施期間 令和3年6月～令和4年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた、乳幼児を養育する世帯の家計に対して迅速かつ的確な支援を行う

#### ■詳細

●対象者:令和3年6月1日において、区の住民基本台帳に令和2年4月28日から同年12月31日までに出生により記録され、出生の日から引き続き区の住民基本台帳に記録されている乳幼児を養育する者

●支給実績:412,700,000円

(内訳)4,127名×100,000円=412,700,000円

112

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑬給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金を含む))

■実施期間 令和3年12月～令和4年7月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

令和3年11月19日に国が閣議決定をした「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯について、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援するため、対象児童1人につき10万円を支給する。

また、国からの通知により事業の見直しがあり、9月1日以降の離婚等により、新たに児童の養育者になっているにもかかわらず給付金を受けられなかつた方々に対しても対象児童一人につき10万円を支給する。

#### ■詳細

##### ●支給対象者

児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除く、0歳から高校3年生までの児童

##### ●実施時期

令和3年12月～令和4年7月

##### ●実績

75,762人

113

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 ケ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

■実施期間 令和4年2月～令和4年12月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

令和3年11月19日に国が閣議決定をした「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯に対して、1世帯につき10万円を支給する。

また、令和4年4月26日に「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」で決定した、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を受け、令和4年度新たに住民税非課税となった世帯が対象となり、家計急変世帯についても運用変更を行う。

#### ■詳細

##### ●支給対象者

- ①令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
  - a.令和3年度住民税非課税世帯
  - b.令和3年1月から令和4年9月に家計が急変した世帯
- ②令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
  - a.令和4年度新たに住民税非課税となった世帯
  - b.令和4年1月から令和4年9月に家計が急変した世帯

##### ●実施時期

令和4年2月～令和4年12月

##### ●実績

住民税非課税世帯	93,525世帯
家計急変世帯	2,145世帯

114

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 コ 新型コロナウイルスの影響を踏まえた生活困窮世帯の子どもの生活を応援する給付事業

■実施期間 令和2年3月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

●新型コロナウイルス感染拡大の影響により、保護者の失業・休業に伴う収入減、休校中の食費や教育費等の家計の負担増のため、深刻な状況に直面している生活困窮世帯が増加。新型コロナウイルスの収束が不透明な中、生活困窮は子どもの生活にもさらなる負の影響を及ぼしており、子どもの貧困対策として、迅速に生活困窮世帯の子どもに対する支援を強化する必要があることから、生活困窮世帯の家計負担の軽減を図り、子どもの育ちと学びを支援するために生活を応援する給付事業を臨時的に実施した。

●上記に伴い、実施した事業は以下のとおり

- ①休校中の緊急的な弁当配達
- ②就学援助による昼食代補助(給食費相当額の支給)
- ③生活困窮世帯の子どもへの主食の応援
- ④高校生世代の子どもへの生活応援
- ⑤中学3年生への新生活応援
- ⑥子ども配食事業

#### ■詳細

- ①休校中の緊急的な弁当配達  
令和2年3月
- ②就学援助による昼食代補助(給食費相当額の支給)  
令和2年度 4～6月(50日分)  
令和3年度 9月(分散登校3日分)
- ③生活困窮世帯の子どもへの主食の応援  
令和2年10月～令和3年3月
- ④高校生世代の子どもへの生活応援  
令和2年10月～令和3年3月
- ⑤中学3年生への新生活応援  
令和2年10月～令和3年3月
- ⑥子ども配食事業  
令和2年3月～

※各事業の具体的な内容は次ページ以降参照

115

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑬給付金等 コ 新型コロナウイルスの影響を踏まえた生活困窮世帯の子どもの生活を応援する給付事業

#### ◆各事業の具体的な内容◆

(①～②)

① 休校中の緊急的な弁当配達

【実施期間】  
令和2年3月

【概要】

区立小・中学校臨時休業期が長期化する中、給食がないことに伴い、ご家庭の経済的な理由や保護者の病気等により昼食を食べることができていない小・中学生への支援として、緊急的に昼食としてお弁当をご家庭に配達する

【対象】

経済的な理由や保護者の病気等により昼食を食べることができない小学生・中学生で、在宅でお弁当を受け取ることができる世帯

【補助内容】

弁当(利用料:昼食1食あたり100円)の配達

【実績】

247世帯 1,381食

② 就学援助による昼食代補助(給食費相当額の支給)

【実施期間】  
令和2年度 4～6月(50日分)  
令和3年度 9月(分散登校3日分)

【概要】

区立小・中学校臨時休業期間等、給食を停止していた期間の家庭での子どもへの昼食提供に対する経済的な支援として、準要保護認定者へ給食費相当額を支給した。

【対象】

区立小・中学校 就学援助準要保護認定者

【補助内容】

給食費相当額の支給

【実績】

令和2年度 約300円×約13,000人×50日=約1億9,500万円  
令和3年度 約300円×約13,000人×3日=約1,170万円

116

## 2 世田谷区における主な取組み

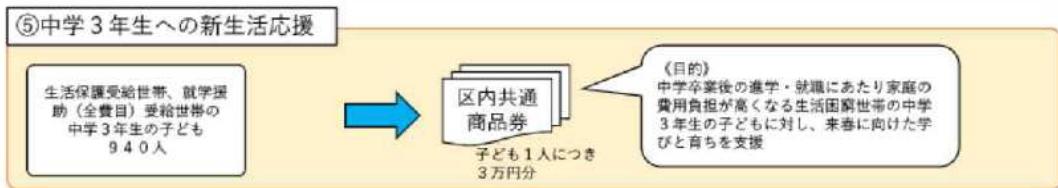
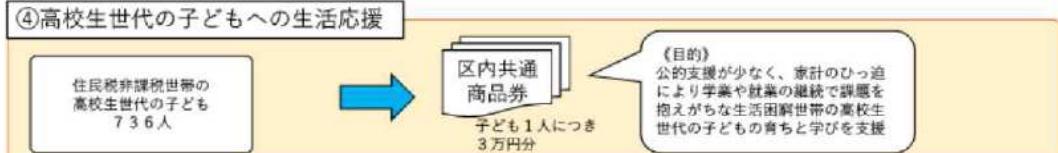
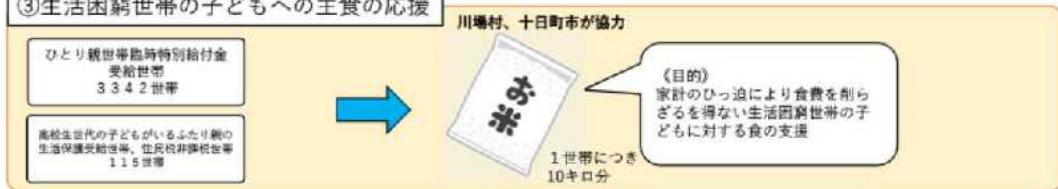
### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑬給付金等 コ 新型コロナウイルスの影響を踏まえた生活困窮世帯の子どもの生活を応援する給付事業

◆各事業の具体的な内容◆

③生活困窮世帯の子どもへの主食の応援

(③～⑤)



支給実績 72,072,644円

117

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑬給付金等 ゴ 新型コロナウイルスの影響を踏まえた生活困窮世帯の子どもの生活を応援する給付事業

#### ◆各事業の具体的な内容◆

(⑥)

⑥子ども配食事業(新型コロナウイルス感染症による著しい収入減や保護者の疾病により利用を認めた家庭を対象)

【実施期間】

令和2年3月～

【概要】

新型コロナウイルスの影響による家庭の経済的な理由や保護者の疾病等により、子どもが食事をとることが困難な状況にある場合に、既存の子ども配食事業を活用することで支援を行った。

【対象】

失職や収入減等で家庭が生活困窮に陥ったり、保護者の疾病などで食事をとることが困難な子どもがいる世帯

【補助内容】

弁当(昼食又は夕食)の配達  
利用料:1食あたり100円

【実績】

延べ74世帯（令和6年2月時点）

118

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑬給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業

■実施期間 令和2年4月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

■概要(目的)

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所、保育施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入に必要な経費等について補助を行う。また、新型コロナウイルス対策のための学校休業等の理由により、ファミリー・サポート・センター事業を利用した方のうち、要件を満たす方に利用料の助成を行う。

■詳細

●実施した支援事業は以下のとおり

- ①新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金(令和2年4月～令和5年5月)
- ②地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金(令和2年4月～令和5年5月)
- ③一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金(令和2年10月～)
- ④産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業(令和2年10月～令和3年3月)
- ⑤私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(令和2年4月～令和5年5月)
- ⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金(令和2年4月～令和3年3月)
- ⑦保育施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費等補助金(令和2年10月～)

※各種支援事業の具体的な内容は次ページ以降参照

119

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業

◆各支援事業の具体的な内容◆

(①～②)

##### ①新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金

###### 【実施期間】

令和2年4月～令和5年5月

###### 【概要】

新型コロナウイルス感染症により保育施設等が臨時休園した場合において、区市町村が利用者負担額を軽減する保育施設等に対する補助及び保育料に対する補助

###### 【対象】

認証保育所、保育室、保育ママ、認可外保育施設、認可保育所で行われる定期利用保育事業

###### 【補助内容】

新型コロナウイルス感染症による臨時休園や登園自粛等で休園した保育料を日割り計算し、施設が減額した分について補助又は、保護者負担した減額部分について補助。なお、認証保育所は施設あてに補助を実施し、その他の認可外保育施設は保護者に対する保育料補助に上乗せして支給した。下記の交付額は保育料補助総額を記載

###### 【実績】交付額(令和5年度は予算額)

- 令和2年度 577,599,861円(の一部)
- 令和3年度 569,424,497円(の一部)
- 令和4年度 514,214,047円(の一部)
- 令和5年度 544,249,960円(の一部)

##### ②地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金

###### 【実施期間】

令和2年4月～令和5年5月

###### 【概要】

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら事業を継続するために必要な経費の補助を行った。

###### 【対象】

- ・おでかけひろば事業者
- ・ほっとステイ事業者
- ・ファミリー・サポート・センター事業

###### 【補助内容】

主な補助対象経費は以下の通り。  
 ・マスクや消毒液等の物品購入経費  
 ・継続的に事業を実施するために必要なかかり増し経費  
 ・業務のICT化を行うためのシステム導入経費等  
 上記以外にも対象としていた経費あり。

年度や事業によって対象経費の詳細は異なる。

###### 【実績】

令和2年度 31,251,169円／57施設  
 令和3年度 14,310,893円／51施設  
 令和4年度 15,533,260円／48施設

120

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業

◆各支援事業の具体的な内容◆

(③～⑤)

##### ③一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金

###### 【実施期間】

令和2年10月～

###### 【概要】

一時預かり事業及び延長保育事業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置とするための補助

###### 【対象】

認可保育所及び認定こども園で行われる一時預かり事業及び家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業又は居宅訪問型保育事業を行なう者が実施する延長保育事業、病児・病後児保育事業

###### 【補助内容】

マスク、消毒等感染症対策用物品購入費や新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な経費(研修受講費、かかり増し経費等)、感染拡大防止のための改修費

###### 【実績】

123ページ参照

##### ④産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業

###### 【実施期間】

令和2年10月～令和3年3月

###### 【概要】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため必要となる衛生用品等を対象者に支給するものとする。(要綱制定により実施)

###### 【対象】

産後ケア事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業及び里親支援事業を実施する事業者

###### 【補助内容】

マスク、消毒液その他感染防止対策の一環として必要となる物品とする。

###### 【実績】

1,080千円(不織布マスク、消毒液等の購入)

※上記事業の他、令和3年度には、産後ケア事業、子育て短期支援事業を実施する事業者を対象に、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による施設維持管理委託契約」を締結。利用者の安全性の確保と事業の安定的な運営確保を行い、また、養育支援訪問事業の事業者には消毒液を購入した。(991千円)

##### ⑤私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金

###### 【実施期間】

令和2年4月～令和5年5月

###### 【概要】

新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)の拡大防止を図る幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼児教育の質の向上を促進する。

###### 【対象】

区内私立幼稚園設置者

###### 【補助内容】

新型コロナ防止用の保健衛生用品の購入に要する経費及び、新型コロナ対策の取組みを徹底することに伴う幼稚園の業務量の増加への対応に必要なかかり増し経費に対し、各園50万円まで補助(令和2年度は100万円まで)。

※令和5年度は、濃厚接触者又は陽性者が発生した園において、今後の発生予防に要した上記の経費が対象。

###### 【実績】

<令和2年度>	51園	42,086千円
<令和3年度>	50園	19,614千円
<令和4年度>	47園	17,384千円
<令和5年度>	15園	2,360千円

121

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業 ◆各支援事業の具体的な内容◆

(6)～(7)

⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金

【実施時期】

令和2年4月～令和3年3月

【概要】

●新型コロナウイルス対策に伴う学校等の臨時休業等を理由として、ファミリー・サポート・センター事業の援助活動を利用した場合に利用料相当額を助成する。

【対象】

●以下にすべて当てはまる利用会員

・利用会員の養育する児童が在籍する小学校、幼稚園、保育園、学童クラブ（以下、学校等という。）について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休業、縮小保育若しくは応急保育、分散登校（園）、利用時間の短縮、要請による利用自粛（以下、臨時休業等といふ）が実施された。

・援助活動は、臨時休業等がなければ学校等が開業している日時に、臨時休業等の対象の児童について行われた。

※幼児教育・保育無償化の施設等利用用給付費等を受給している部分の利用料は助成対象外。

【補助内容】

●援助活動の利用料金相当額（1時間800円、1日あたり6,400円が上限）

【実績】

●延べ対象人数 166人

●助成額合計 307,950円

⑦保育施設等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入費等補助金

【実施時期】

令和2年10月～

【概要】

区内保育施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置とするための補助

【対象】

認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認所保育所・保育室・保育ママ・認可外保育施設・病児・病後児保育事業

【補助内容】

マスク、消毒等感染症対策用物品購入費や新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な経費（研修受講費、かかり増し経費等）

【実績】

123ページ参照

122

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業

◆事業実績◆ ③一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金

⑦ 保育施設等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入費等補助金

→当該事業は国や東京都の補助金を活用して実施、活用した補助金ごとに実績を記載（下記参照）

※令和5年度の実績は、申請額（令和6年1月時点）

年度	補助内容	③ 一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金							
		⑦ 保育施設等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入費等補助金			③ 一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金			※③⑦の合算	
		保育対策統括支援事業費補助金			緊急型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金			子ども・子育て支援交付金	
補助額 (1施設あたり)	負担割合	実績	補助額 (1施設あたり)	負担割合	実績	補助額 (1施設あたり)	負担割合	実績	
令和2年度	備品	500,000円	国10／10	324施設	500,000円	国10／10	381施設	500,000円	国10／10
令和3年度	備品及びかか りまし経費	施設規模により300,000円 ～500,000円 (令和2年度総額分は国10／ 10)	国1/2 区1/2	357施設	500,000円	国10／10	実績なし	300,000円 (令和2年度総額分は 500,000円)	国1/3 都1/3 区1/3 (令和2年度総額分は国10／ 10)
令和4年度	備品及びかか りまし経費	施設規模により300,000円 ～500,000円	国1/2 区1/2	345施設	59,954,000円			施設規模により150,000円 ～300,000円	248施設 国1/3 都1/3 区1/3 46,793,000円
	改修費	1,029,000円	国1/3 都1/3 区1/3	108施設	59,062,000円			1,000,000円	26施設 10,497,000円
令和5年度	備品及びかか りまし経費	施設規模により300,000円 ～500,000円	国1/2 区1/2	366施設	76,900,000円			施設規模により150,000円 ～300,000円	申請なし 国1/3 都1/3 区1/3 260施設 63,800,000円
	改修費	1,029,000円	国1/3 都1/3 区1/3	申請なし				1,000,000円	

123

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑬給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業

【参考】各支援事業の実施時期一覧



- ①新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金(令和2年4月～令和5年5月)
- ②地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金(令和2年4月～令和5年5月)
- ③一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金(令和2年10月～)
- ④産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業(令和2年10月～令和3年3月)
- ⑤私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(令和2年4月～令和5年5月)
- ⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金(令和2年4月～令和3年3月)
- ⑦保育施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費等補助金(令和2年10月～)

124

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑭届出・証明 ア 住民票異動届出期間の猶予

■実施期間 令和3年6月～令和5年5月



#### ■概要(目的)

住民票異動届は、届出期間が事由発生日より14日以内と法律で定められている。

しかし新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う諸情勢及び感染拡大の防止、また感染拡大が長期化したことにより届出期間内に届け出ることが困難な事例が多く発生した。そのため、国からの通知を受け、区民の負担を軽減すべく届出期間を遅滞理由に関わらず、猶予する取扱を行った。

#### ■詳細

##### ●対象者

住所や世帯に変更が生じた者

##### ●対応内容

住民票異動届は届出期間が法律で定められており、その期間を超えた場合は届出人より理由書を徴取し、東京簡易裁判所へ通知をすることとなっている。その後、東京簡易裁判所で50,000円以下の過料が科せられる。世田谷区の運用として、1年と14日を過ぎた者から届出期間超過の理由書を徴取していたが、届出期間超過の理由を問わず、当該理由書の徴取を猶予した。

125

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯届出・証明 イ 郵送による国外転出届の取消届

■実施期間 令和2年5月～令和5年5月

**第1波 第2波 第3波 第4波 第5波 第6波 第7波 第8波**

#### ■概要(目的)

国外への出国により、住民票の転出届を行った者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い出国できない事例が多く発生した。

法律では、郵送での転出届の取消しの申出は定められていない。しかし、国からの通知を受け、郵送での国外転出届の取消申出を郵送で受け付けることとした。

#### ■詳細

##### ●対象者

世田谷区から国外で転出届を行ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により出国が出来ず、引き続き従前の世田谷区に居住を続ける者。

##### ●対応内容

国外への転出届出を取消す申出を書面に記載し、世田谷区へ郵送することにより、国外転出届の取消処理を行った。

126

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯届出・証明 ウ 住民票の写しの交付手数料免除

■実施期間 令和2年4月～

**第1波 第2波 第3波 第4波 第5波 第6波 第7波 第8波**

#### ■概要(目的)

世田谷区の外郭団体が実施の支援金申請に使用する場合、交付手数料免除の対応を行った。

#### ■詳細

##### ●対象者

下記の理由により住民票の写しを社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会へ提出する者。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による福祉資金緊急小口資金(特例貸付)申請(対応期間:令和2年4月～令和4年9月)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による離職等による総合支援資金生活支援費(特例貸付)申請(対応期間:令和2年4月～令和4年9月)
- ③新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請(対応期間:令和3年6月～令和5年1月)
- ④特例貸付の償還免除(対応期間:令和4年1月～)

#### ●対応内容

住民票の写しの交付手数料は、世田谷区手数料条例により1通300円と定められているが、証明書の使用目的が上記内容であると申し出があった場合、手数料を免除とした。

127

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯届出・証明 工 郵送による住民基本台帳事務における支援措置延長申出

■実施期間 令和2年4月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

住民基本台帳事務における支援措置延長申出においては、国が定める事務処理要領では、来庁を求めていたが、国からの通知を受け郵送で受け付けることも可能とした。

#### ■詳細

##### ●対象者

世田谷区に住民登録をしており、既に住民基本台帳事務における支援措置決定者の延長を希望する者。

##### ●対応内容

既に送付した、支援措置延長申出書に記載のうえ、担当窓口へ郵送で送付する。送付を受けた窓口は審査を行い支援措置延長の可否決定を行った。

128

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯届出・証明 オ 印鑑登録申請時の回答期限の延長(印鑑登録事務)

■実施期間 令和3年6月～令和4年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

印鑑登録申請時、登録申請者本人の意思に基づくものであることを確認する為文書で照会を行い、1か月以内に回答すると定められている。

#### ■詳細

##### ●対象者

印鑑登録申請時、文書照会となったもの。

##### ●対応内容

照会の回答期限が1か月を超過した場合も当該申請を無効とはせず、印鑑登録の回答を受けた。

129

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑯住民税・軽自動車税 ア 軽自動車税(種別割)(三輪以上の軽自動車に限る)の所有権変更申請期限の延長に伴う課税処理

■実施期間 令和2年4月～令和5年4月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、手続き先窓口(軽自動車検査協会)での3月末の申請手続きの集中を避けるために、三輪以上の軽自動車について延長された所有権変更の申請期限に沿った課税処理を行った。

#### ■詳細

軽自動車税(種別割)は4月1日に車両を所有することで賦課が発生するため、例年3月末は多くの配車等の手続き申請が行われ、手続き先窓口が混雑する。

窓口混雑の緩和を図るため、令和2年度から令和5年度にかけて、三輪以上の軽自動車について、3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、かつ、当該事由が発生してから15日以内に所定の手続きがなされたと確認できた場合には、当該手続き及び税申告が4月以降であっても3月中に事由が発生したことを前提として課税処理を行った。

130

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

⑯住民税・軽自動車税 イ 特別区民税・都民税の申告期限の延長

■実施期間 令和2年3月～令和4年4月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

緊急事態宣言やオミクロン株の流行を受け、国税庁が申告期限の延長を行ったため、特別区民税・都民税の申告期限を4月15日まで延長した。

#### ■詳細

令和2年から令和4年にかけて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が延長されたことやオミクロン株が流行したことを受け、国税庁が申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限を3月15日から4月15日まで延長を行った。

これに伴い、特別区民税・都民税の申告期限も4月15日まで延長し、本来の期限内に申告することが困難な方についても申告を受け付けた。

また、申告書提出にあたっては極力来庁を避け、郵送での手続きをしていただくよう案内した。

131

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯住民税・軽自動車税 ウ 地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割))の猶予制度【特例】

■実施期間 令和2年4月～令和3年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、令和2年4月30日に施行された地方税の徴収猶予の特例制度で、特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)を対象とし、申請に基づき徴収を猶予するもの。

#### ■詳細

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があつた方を対象に、申請により最長1年間、地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)等)について徴収の猶予(納期限の延長)を受け付けた。担保の提供は不要及び猶予期間中の滞納金は免除とした。

#### ●特例制度の対象者

以下1、2のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者。

1. 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
2. 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

●申請件数 2,278件 ●許可件数 2,199件

132

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯公共施設・区主催イベントの対応

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う区民利用施設及び区主催イベント等の対応について

■実施期間 令和2年4月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

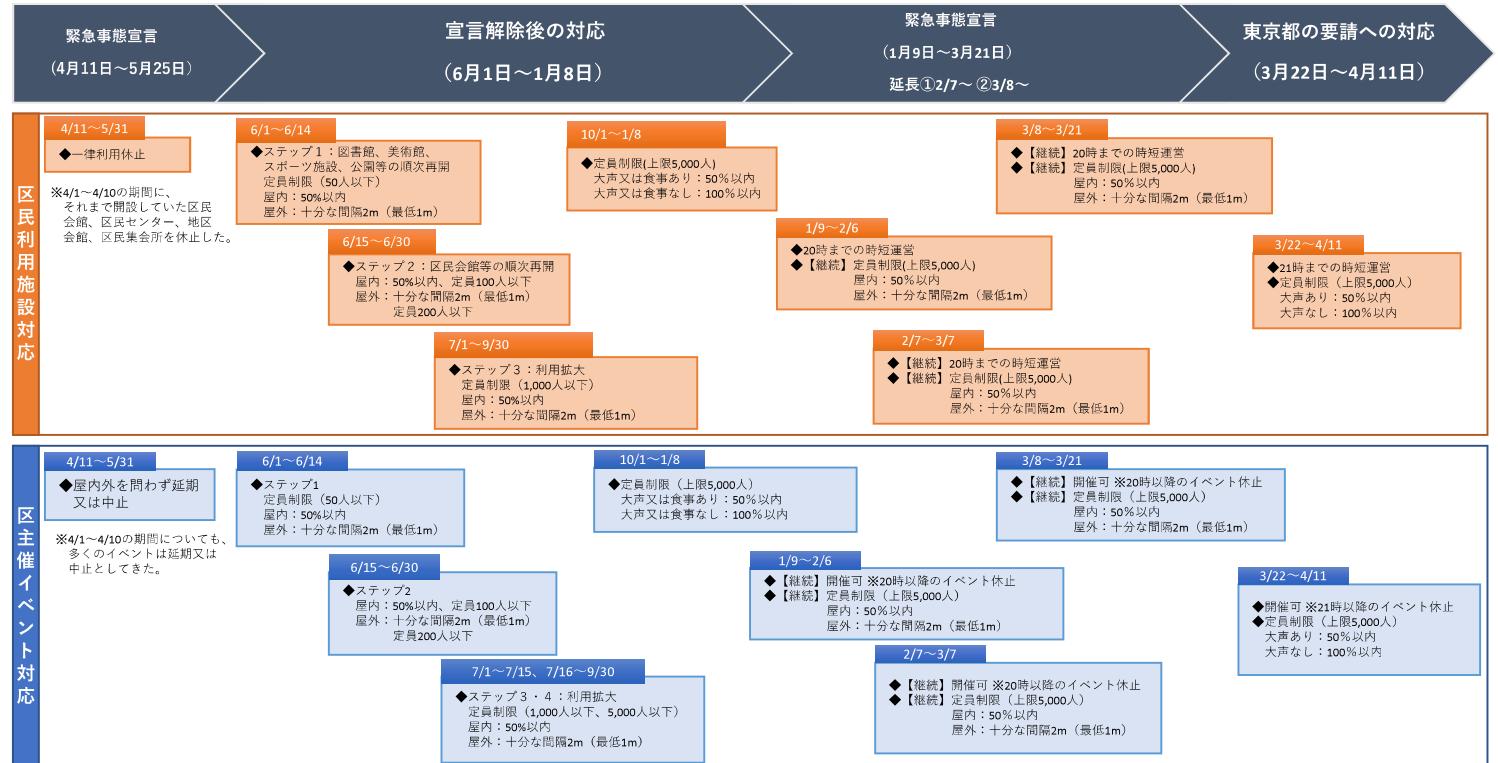
新型コロナウイルス感染症の感染状況に伴い発出される国や東京都の措置を踏まえ、区民会館・区民センター・地区会館・スポーツ施設などの区民利用施設及び区主催イベント等について、施設ごとの休止や、利用時間・人数・収容率など利用条件の制限、感染防止対策の設定及び徹底を図ることで、感染拡大の抑制を図った。

#### ■詳細

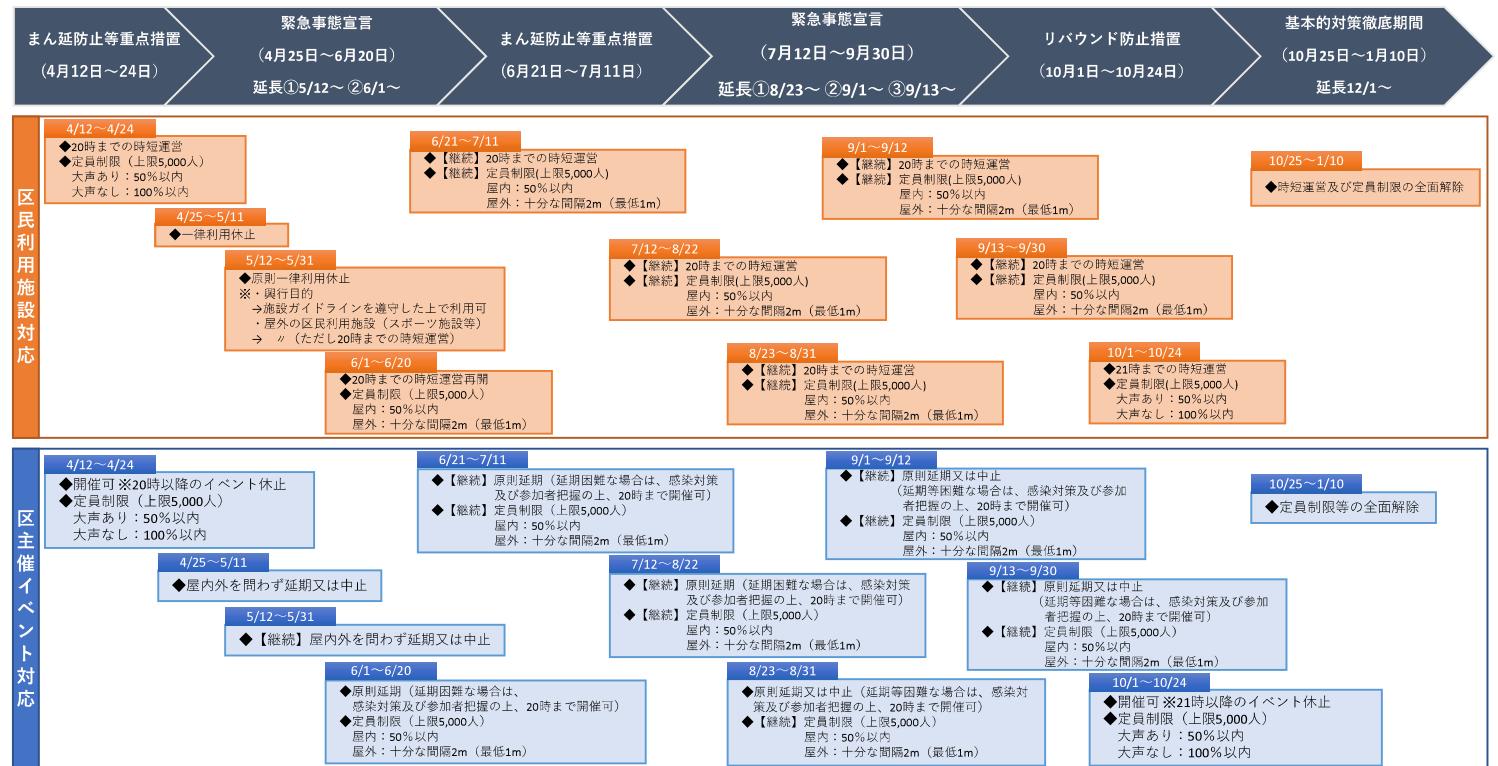
次ページ参照

133

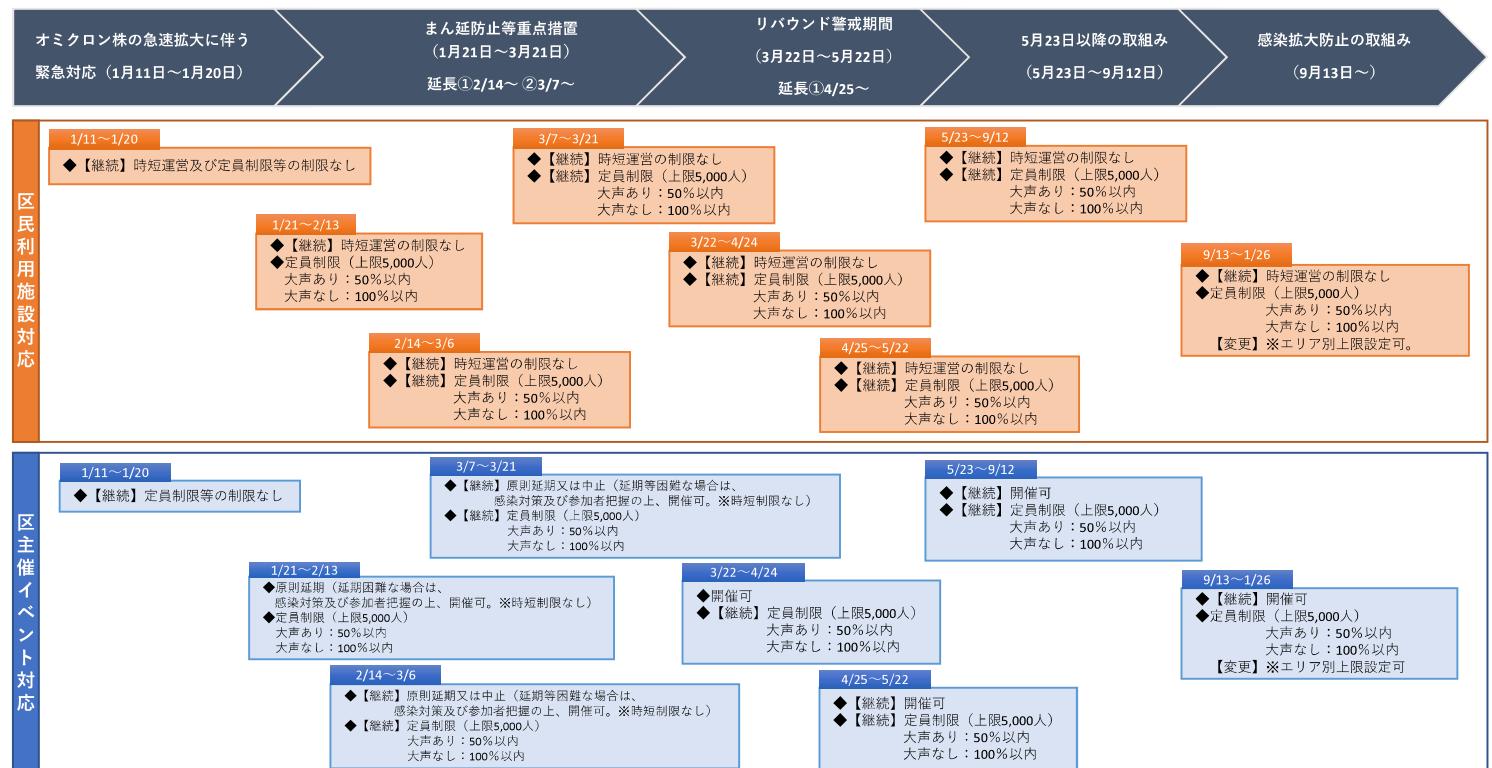
## 新型コロナウイルス感染症に伴う区の対応について（令和2年4月～）



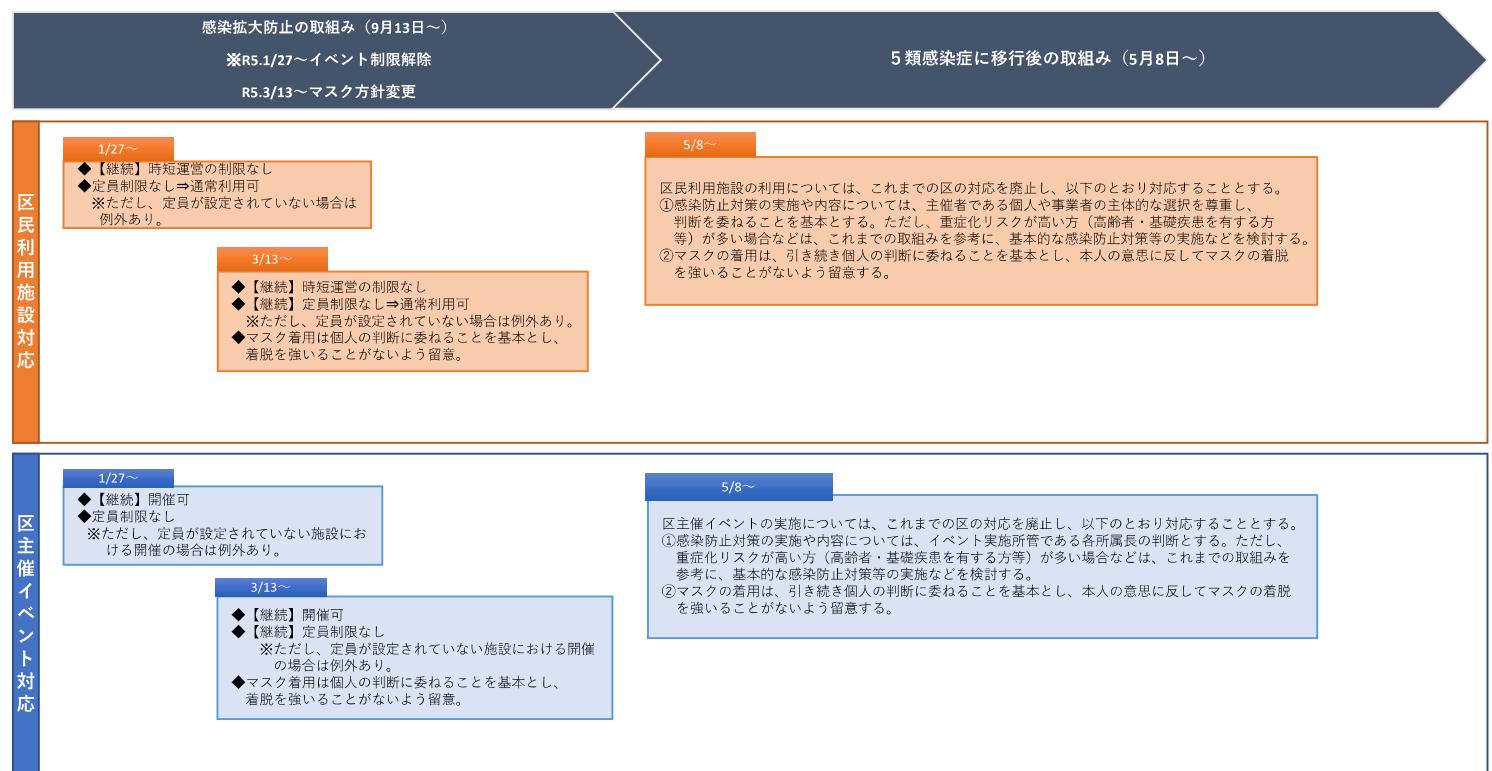
## 新型コロナウイルス感染症に伴う区の対応について（令和3年4月～）



## 新型コロナウイルス感染症に伴う区の対応について（令和4年1月～）



## 新型コロナウイルス感染症に伴う区の対応について（令和5年1月～）



## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯高齢者施設等に対する感染症対策の主な取組み

##### ■概要

- ①事業所・施設への周知 ②陽性者が発生した事業所・施設への確認 ③事業所・施設への物品提供
- ④在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の実施 ⑤高齢者・障害者施設等支援事業の実施 ⑥感染症対策研修(WEB配信)の実施

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ①事業所・施設への周知

定期的・随時のFAX送信等で感染症への対応に関する情報及び区、東京都、国にて行った様々な感染症対策の取組みに関する情報を提供した。

###### ②陽性者が発生した事業所・施設への確認

保健所業務がひつ迫したため、事業所・施設の利用者や従業者に陽性者が確認された場合、高齢福祉部が保健所が行う積極的疫学調査の補助業務にあたった。

###### ③事業所・施設への物品提供

国・都が確保した感染症対策物品の受け入れ調整及び配付を行った。また、感染者の発生時に感染対策物品の確保が困難な状況にある事業所・施設の要請に応じ、区が保管する物品を提供した。

###### ④在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の実施(令和3年1月開始)

介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、既存のサービス等の介護を受けることができず、在宅での日常生活の継続が困難となる要介護の高齢者で、PCR検査の結果陰性と判明された濃厚接触者について、家族が療養から復帰し介護が可能な状況になるまでの間、自宅等で個別支援が必要な場合に、ヘルパー事業所からホームヘルパーを派遣する体制を整備した。また、令和4年度末までは、緊急一時的に利用できる宿泊施設を確保し、必要な介護サービス等を受けられる体制を整備した。

令和5年5月7日までの実績:15件

138

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯高齢者施設等に対する感染症対策の主な取組み(続き)

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ⑤高齢者・障害者施設等支援事業の実施(令和2年4月開始)

高齢者・障害者施設等に対し、感染防護及び事業を継続するための体制整備に必要な用品の購入等に要する経費(令和2年度のみ)や、利用者又は職員が新型コロナウイルスの陽性診断を受けた場合等に、施設の運営を継続するために行う消毒その他対応に要する必要経費等を補助することで、感染拡大防止の取組みを支援した。

令和5年5月7日までの実績:889件(高齢者施設分のみ)

###### ⑥感染症対策研修(WEB配信)の実施(令和2年7月配信開始)

感染症対策の正しい知識を学ぶことができるよう、世田谷区福祉人材育成・研修センターに委託し、福祉サービスに従事する職員向けに感染症対策研修のWEB配信を行った。

139

## 高齢者施設での感染症対策記録

世田谷区内特別養護老人ホーム施設長会 会長  
特別養護老人ホーム「博水の郷」 施設長 田中 美佐

新型コロナウイルス感染症は、当初から感染力が強く、重症化する恐れがあることが知られていました。高齢者施設では、ご利用者をその危険から守らなくてはならないという責任を強く感じていました。

「博水の郷」は世田谷区鎌田にある、入所90名、短期入所18名の特別養護老人ホームです。コロナが流行していた令和2年11月に、世田谷区が行う社会的検査を受け、職員とご利用者合わせ15名がコロナ陽性になってしまいました。ただ全員無症状で体調変化もなく感染対応期間を終えることができました。ご利用者は2名陽性でしたが、入院先から元気な姿で施設に戻っていました。

それまで外からの感染を防ぐ為、ご来訪者の制限をしていました。施設の高齢者をコロナから守らなくてはと、標準予防策として、「出勤時の検温」「常時マスク着用」「手指消毒」「三密回避」「不必要的外出を控える」「飲み会の禁止」などを徹底してきました。次亜塩素酸による施設内消毒と定期的な換気を行っていました。「職員が感染しなければ、ご利用者が感染することはない。ご利用者を守るのは我々しかない」という気持ちで職員は日々過ごしていました。これだけ対策を行っていたので、「感染者は一人もいないはず」との思いで受けた社会的検査でしたが、信じられない結果となってしまいました。

対策がまだ不十分だったと反省し、新たな対策を追加しました。各ユニットの境にビニールカーテンをかけ、扉があれば閉め、ゾーニングを行いました。換気の回数を増やし、ご利用者の机の上にアクリル板を設置するなどしました。この様な取組みを行うことにより、その後陽性者が発生しても、感染が広がることはありませんでした。令和5年まで博水の郷はクラスターとは無縁でした。

感染が広がらなかつた要因は3つあると考えています。1つはゾーニング。ご利用者が感染したら居室隔離を行いました。職員は他のユニットの職員・ご利用者と交わらない様に共用部分を通らない、使わない対応をしました。感染ユニットでは、各居室への入室時や各ご利用者に対する際、完全防護服で身を包み、手袋・N94マスクを着用し感染の拡大を防ぎました。

140

## 高齢者施設での感染症対策記録

世田谷区内特別養護老人ホーム施設長会 会長  
特別養護老人ホーム「博水の郷」 施設長 田中 美佐

2つ目は、発熱・感染した職員が施設内に入らないようにしました。出勤時玄関で検温し、37度以上あれば帰宅してもらいました。帰宅後発症した職員もいたので有効な手立てでした。

3つ目は、手指消毒を含む施設内消毒だったと思います。アルコールや次亜塩素酸による消毒をこまめに行い、清潔を保ち続けるよう徹底しました。

おかげ様で、コロナを直接の原因としてご逝去された方はお一人もいらっしゃいませんでした。職員が、ご利用者を守る感染対策を行ってきたからだと考えています。これからもコロナは収まらないと思われますので、対策を怠らず、ご利用者への感染と重症化を防いでいきたいと思っております。



特別養護老人ホーム「博水の郷」 外観写真



玄関の感染対策



ユニットの間のビニールカーテン



各居室前に設置した、手指消毒の設備

141

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯障害者施設等に対する感染症対策の主な取組み

##### ■概要

- ①感染防止対策の周知 ②陽性者発生時の支援 ③在宅要介護者の受入体制整備事業の実施 ④高齢者・障害者施設等支援事業の実施
- ⑤移動困難な障害者等に対する福祉タクシー券の給付 ⑥障害者施設向け接種支援(巡回接種、施設利用者専用レーン)

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ①感染防止対策の周知

国や東京都、保健所等から出される新型コロナウイルスの感染防止対策に関する資料を送付するなどして周知を図るとともに、施設における体調確認、換気、消毒など感染防止対策における相談等に対応。

###### ②陽性者発生時の支援

陽性者発生時には、施設の職員や保健所等と連携して濃厚接触者の特定を行うとともに、施設運営について、職員・利用者の状況を踏まえ個別に調整して対応。

###### ③在宅要介護者の受入体制整備事業の実施（令和3年1月開始）

介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、既存のサービス等の介護を受けることができず、在宅での日常生活の継続が困難となる要介護の高齢者及び障害者で、PCR検査の結果陰性と判明された濃厚接触者について、家族が療養から復帰し介護が可能な状況になるまでの間、区が確保した施設(障害者グループホーム)での受け入れや、自宅等で個別支援が必要な場合に、ヘルパー事業所からホームヘルパーの派遣を行った。

令和5年5月7日までの実績:11件

###### ④高齢者・障害者施設等支援事業の実施(令和2年4月開始)

高齢者・障害者施設等において、利用者又は職員が新型コロナウイルスの陽性診断を受けた場合又は感染している可能性が高いと認められる場合、施設の運営を継続するために行う消毒その他必要な措置を講じるために、通常の施設運営では生じないかかり増し経費等を補助することで、感染拡大防止の取組みを支援した。

令和5年5月7日までの実績:195件(障害者施設のみ)

142

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯障害者施設等に対する感染症対策の主な取組み(続き)

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ⑤移動困難な障害者等に対する福祉タクシー券の給付(令和3年6月～令和5年3月)

移動困難な高齢者・障害者に対するワクチン接種会場への移動支援として福祉タクシー券を給付。

###### ⑥障害者施設向け接種支援(巡回接種、施設利用者専用レーン)(令和3年7月開始)

障害者入所・通所施設への巡回接種、施設職員同行による集団接種会場(保健医療福祉総合プラザ)での障害者通所利用者の集団接種(施設専用レーン)を行った。

143

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯保育施設に対する感染症対策の主な取組み

##### ■概要

- ①保育料減免措置 ②登園自粛要請 ③保育園休園 ④通常保育に向けた段階的保育
- ⑤エッセンシャルワーカーである保育士へのワクチンの優先接種 ⑥濃厚接触者判定の取組み

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ①保育料減免措置

認可保育園の保育料について、陽性者等が発生したことにより、臨時休園及び登園自粛要請を実施した場合に保育料を日割り計算により減免した。

###### ②登園自粛要請

国の緊急事態宣言及び東京都のまん延防止宣言、感染状況を踏まえ、ガイドライン「新しい日常における保育」通常保育(保育対応レベル1)から規模を縮小した保育(保育対応レベル2)に移行し、利用者に対して、登園自粛の協力をお願いした。

###### 『実施期間』

令和2年4月8日～4月13日、令和2年6月1日～6月30日、令和3年1月12日～2月28日、令和3年4月26日～6月30日、

令和3年8月2日～9月30日、令和4年2月1日～2月28日

※上記期間以外においても、(令和5年5月7日まで)陽性者等が発生した場合は、園ごとに個別に臨時休園及び登園自粛の協力をお願いしていた。

###### ③保育園休園

国の緊急事態宣言や東京都の緊急事態措置を受け、令和2年4月8日(水)から4月12日(日)まで、延長保育や休日保育、一時保育、定期利用保育も含め極力登園を自粛した。その上で、4月13日(月)より原則休園とし、東京都の緊急事態措置により継続とされた業務に従事する世帯等への保育は「応急保育」として、園内におけるクラスター発生を防止できるよう対策を講じた上で、臨時休園を実施。(令和2年4月13日～5月31日)

144

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑯保育施設に対する感染症対策の主な取組み(続き)

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ④通常保育に向けた段階的保育

ガイドラインによる「縮小保育(保育対応レベル2)」から「通常保育(保育対応レベル1)」へ移行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、園運営を継続

●令和2年4月新型コロナウイルス感染防止を徹底し、園内における罹患者やクラスターの発生防止を図ることを目的に「新しい日常における保育」(ガイドライン)を策定  
(令和2年9月30日、令和3年2月3日、4月23日改訂)

●実施期間:令和2年7月1日～令和3年1月11日、令和3年3月1日～4月25日(4月11日～25日注意喚起)、令和3年7月1日～8月1日、  
令和3年10月1日～令和4年1月31日、令和4年3月1日～令和5年5月7日

###### ⑤エッセンシャルワーカーである保育士へのワクチンの優先接種

区及び東京都の集団接種会場や高齢者施設への巡回接種の活用、企業の職域接種の協力によるエッセンシャルワーカーである保育士へのワクチン接種をの優先的に接種できるよう調整及び周知

###### ⑥濃厚接触者判定の取組み

●令和4年1月25日～東京都の通知を踏まえ、保育園で陽性者が発生した際の濃厚接触者の対象範囲等をあらかじめ保健所と共有したうえで、保育園と連携し、保育部が濃厚接触者を特定。

●令和4年4月28日～小児では重症例が少ないといったオミクロン株の特性を踏まえ、濃厚接触者の特定は行わないものの、園児が陽性者となった場合には、感染拡大防止のために、陽性となった園児以外の登園自粛を保護者に依頼。また、保育施設での園児の陽性者の行動調査を行うとともに、当該クラスの保護者に対して健康観察を徹底するよう依頼する。ただし、クラス単位で5人以上の陽性者が発生した場合は、集団感染の可能性を踏まえ世田谷保健所による調査を行い、必要に応じて濃厚接触者を特定する。

145

## 新型コロナウイルス感染症との闘い～区立保育園の軌跡～

### ◆あおぞら卒園式◆ 区立池尻保育園 園長 館澤 聖子

令和2年度、コロナ禍により、様々な保育活動や行事が制限されていた中、今年度の卒園式をどの様に行うのか、コロナだから出来る事は何だろうと職員と頭を悩ませていました。

室内では制限がたくさんある、では園庭はどうだろう。区立でも1、2位を争う程の広い園庭には、区民幼稚プールを思わせる大きなプールがあり、園庭からプールサイドに上る段々や、プールサイドの壁には海の中をイメージしたダイナミックな卒園制作の絵が描かれていて、見方を変えると舞台になる。「ここで卒園式をしよう！」皆の意見が一致しました。

広い園庭なら歌を歌うこと、大きな声を出すことも、保護者の間隔を開けることもできます。しかも人数制限もいりません。いいことずくめの『あおぞら卒園式』です。「このあおぞら卒園式は区立保育園始まって以来なのでは？」と、職員みんなでワクワクしながら計画し、準備を進めていきました。運よく当日はお天気にも恵まれ、本当に青空の下での卒園式となりました。卒園式が行われている間も、2階のテラスでは乳児クラスが普段通り遊び、興味を持った子が入れ替わり立ち代わり柵につかり、式の様子を見ています。時々手をたたいたり、声を上げたりして、一緒にお祝いしてくれているようです。幼児クラスも式の様子を見たい子が、1階のテラスや園庭の後方などに座り、興味深く見ています。一緒に拍手をしたり、うんうんとうなづいたり、顔を見合わせてにっこりするなど、思い思いにお祝いしていました。

その様子がなんとも保育園らしく、ほのぼのとしていて、とても素敵な時間が流れていきました。保護者の方からも「温かいアットホームな式でした」「あおぞら卒園式アリです！」「妹も2階から見られてよかったです」「祖母もよろこんでいました」などたくさんの嬉しいコメントをいただき『あおぞら卒園式』は大成功に終わりました。

この『あおぞら卒園式』は次の年まで続きました。コロナ禍では大変なことが多かった保育園ですが、考え方を変えることで、このような貴重な経験ができた期間もありました。

※あおぞら卒園式の様子→



146

## 新型コロナウイルス感染症との闘い～区立保育園の軌跡～

### ◆休園中のエピソード～保育園でまってるよ～◆ 区立若竹保育園 園長 坂口 由美子

保育園が休園となった時のことです。応急保育のお子さんが数名だけ登園していたり、日によっては登園がなかったりと、保育園とは思えない静かな日々でした。時々保護者に連絡をして子ども達が元気でいることがわかると、「早く会いたい」という思いで胸がいっぱいになりました。

そこで、お休みをしている子ども達に少しでも保育園の雰囲気を届けるため、各園でできることを考え、行いました。園庭に咲いている花や実、新しい絵本をお便りにしてHPに掲載しました。また子ども達が笑顔で遊ぶ姿を想像しながら、遊具の消毒やロックナーのペンキ塗り、壁紙の貼り替えをして園舎の環境を整え、その様子をお便りにし、「保育園で待ってるよ」という気持ちを届けました。

保護者に向けても、お家でできるふれあい遊びやレシピの紹介等をお便りにしました。お便りをHPに掲載するだけでなく、「子どもの日」の前には、保育園で子ども達と作るはずだったこいのぼりの製作セットを取りに来られる方に配布したり、子ども達や地域の方に向けて保育園のフェンスに手作り遊具の作り方や、屋内ができる運動遊びを掲示しました。

こんなに長く子どもたちと離れて過ごすことは初めての経験でしたが、子どもたちと過ごす日常がどれほどかけがえのないものであるかということを改めて感じた時間となりました。

※園庭のお花→



147

## 新型コロナウイルス感染症との闘い～区立保育園の軌跡～

◆感染から子ども達を守るために◆ 区立等々力中央保育園 園長 萩原 幸

新型コロナウイルスの流行は、体調の変化が著しく、ウイルス感染からの自己防御が難しい乳幼児期の子ども達を、未知の感染症から守る難しさを感じました。その中でも保育園においては、衛生面での基本的な対応を行うことが重要だと考えました。

衛生面では4点を中心に対応していきました。1点目は正しい手洗いの励行です。正しい手洗と手洗いのタイミングを職員と子ども達に伝えました。特に子ども達には、理解に合わせた年齢ごとの手洗い指導を行いました。保護者の方々にも、手洗いの有効性を伝えると、可能な限り登園時に親子で一緒に実施されていました。2点目は定期的な換気です。保育園は、それぞれ環境が違い、窓の設置状況も違います。感染を拡大しないために、施設の環境に合わせ、時間を決めて換気を実施し、還流を妨げない工夫を行いました。3点目は細やかな健康観察です。園児やその家族の健康状態を家庭と共有し、園児の体調の変化にいち早く気が付けるよう心がけました。4点目は施設、玩具の消毒です。新型コロナウイルスの特性を理解し、保育園内の環境に合わせた消毒を行いました。根拠に基づいた正しい消毒方法で、定期的に消毒を行うために、消毒チェック用紙を作成し、職員間の共通認識を図りました。

これら4点は、基本的な事ですが、子どもや保護者の安全を守るために、世界的大流行をしている新型コロナウイルスの感染対策にとても有効でした。

今振り返ると、新型コロナウイルス感染症における、日々の精神的な不安や感染予防策の労力は非常に大きいものでした。しかし、職員や保護者の方の理解や協力のもと、情報共有を行いながら対応をしていくことができました。新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきた現在も、各ご家庭の健康面に対する意識の高さを感じています。今後、新たな感染症が発生した際にも、今回の経験を活かし、対応できるよう努めていきたいと思います。

148

## 新型コロナウイルス感染症との闘い～区立保育園の軌跡～

◆食事とお昼寝奮闘記◆ 区立上祖師谷保育園 園長 佐々木 裕子

コロナ禍の食事と昼寝は、飛沫や呼気と関わりやすい場面ということで、コロナ以前とがらりと変わった対応を余儀なくされました。

食事に関しては、1テーブルにつく人数を減らし、衝立を使用することに。でも、市販の衝立は高価！どうしようと思案していましたが、前々年に工事が入ったときに使用した半透明のポリ板を保管していたことを思い出し、それだ！と倉庫から発掘。きれいに消毒して拭き上げて手作りしました。長さと高さを図ってカットして、直立するようにポケットを付けてブラックエンドに差して…。涙ぐましい努力の末に完成。丹精込めると愛着も沸くもの。コロナの暗い気持ちを吹き飛ばす意味も相まって、衝立に「シールドくん」と名付けて、彼らは代替りを経ながらも5類へ移行となるまでの間、毎日活躍してくれました。

昼寝については、国の「保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援」のおかげで、綿布団に代わり午睡マットが全園に設置されました。合皮製で拭き上げ消毒が可能となり、週末の消毒作業が行えるようになりました。

昼寝の環境としては、クラスを分けたり、布団の間隔をなるべく空けて敷いたり、呼気が被ることを極力避けるように布団の上下を互い違いに敷くなど工夫しました。この対応は全国保育園保健師看護師連絡会から発行された「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック」を参照しました。当時は、何か一つでも園生活に活用できる知見や方法はないか模索し、ネットの海を泳いでいました。

5類移行を節目に上記の行動も変容し、継続しているものもあれば、コロナ前に戻したものもあります。食事に関しては、衝立も外し、保育士とともに楽しく会話しながらの食事風景が戻ってきました。年長クラスにもなると、ウイルス、病気の性質と行動との関係性の理解もでき、保育士の働きかけに応え、静かに食べることを実行していました。その姿を傍から見て凄いと思う一方で、ジレンマを感じる保育士も少なくなかったと思います。

そんな生活が元に戻った現在、その嬉しさを噛みしめつつ、コロナ禍を経て乳幼児期に不可欠なコミュニケーションの大切さを再認識できたと感じています。

大人も子どももよく頑張った！と振り返れる時が来て本当に良かったし、これからも心身ともに健やかな成長発達を図るための環境作りには引き続き取り組んでいきたいと思います。

149

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②小・中学校(区立)に対する感染症対策の主な取組み

##### ■概要

- ①臨時休業・分散登校 ②通常授業・オンライン学習選択制 ③学級閉鎖基準の見直し ④自宅学習用タブレット型情報端末等の臨時貸与
- ⑤GIGAスクール構想に基づく区立小・中学校タブレット型情報端末配備及び校内通信ネットワーク整備
- ⑥区立中学校における修学旅行の中止に伴う費用の公費負担 ⑦日光林間学園延期に伴う費用の公費負担
- ⑧就学援助による区立小・中学校臨時休業期間等の給食費相当額の支給(再掲) ⑨家計急変世帯に対する就学援助の特例申立の実施

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ①臨時休業・分散登校

臨時休業:令和2年4月～5月末／分散登校:令和2年6月1日～19日

(分散登校は、クラスの約2分の1が教室を利用する形で利用人数を限定するとともに、登校時間帯を午前・午後に分け、午前の児童・生徒と午後の児童・生徒の時間が重ならないように設定した。)

###### ②通常授業・オンライン学習選択制

学校における感染拡大防止に向けて、オンラインを活用した授業が保障できるよう、区立小・中学校においてオンライン専用授業の配信を準備・実施したうえで、通常授業とオンライン授業の選択制を実施した。(期間:令和4年1月28日～3月4日)

###### ③学級閉鎖基準の見直し

感染状況や国の方針を踏まえて適宜学級閉鎖基準を見直し、校内の感染拡大防止と学校活動の継続の両立を図った。

令和4年9月1日～ コロナが5類へ移行する直前の学級閉鎖基準は次の通り。

「同一の学級(部活)」において、原則として連続する4日間(土日祝含む)のうちに「4名以上」の園児・児童・生徒の新型コロナウイルス感染症陽性が判明した場合。又は上記の状況になる可能性が非常に高いと考えられる場合。

150

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②小・中学校(区立)に対する感染症対策の主な取組み(続き)

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ④自宅学習用タブレット型情報端末等の臨時貸与

学校臨時休業期間の長期化に鑑み、ICTなどを活用しての子どもの自宅学習の支援に向け、スマートフォンなど、インターネットに接続可能な通信機器を保有していないご家庭を対象に、タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーターを臨時貸与した。

対象学年:①区立小学校5年生、6年生、区立中学校1年生及び、区立中学校2年生又は3年生の生徒のうち令和元年度に世田谷区立中学校に在籍して  
及び期間 いなかった生徒(貸与物品:タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーター、貸与期間:令和2年5月上旬～令和3年3月下旬)

②区立小学校4年生(貸与物品:タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーター、貸与期間:令和2年6月上旬～令和3年3月下旬)

③区立小学校3年生(貸与物品:タブレット型情報端末、貸与期間:令和2年10月上旬～令和3年3月下旬)

実施実績:タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーター各々を合計約1,200台貸与

###### ⑤GIGAスクール構想に基づく区立小・中学校タブレット型情報端末配備及び校内通信ネットワーク整備

学校臨時休業期間の長期化等により多様なICT環境の整備が求められていた状況を踏まえ、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づき、学校及び家庭双方での活用を視野に入れて、区立小・中学校の児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末配備及び校内通信ネットワーク整備を行った。

実施実績:①児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末配備(計43,037台) 配備期間:令和2年11月～令和3年3月

及び期間 ②全区立小・中学校(90校)を対象とした校内通信ネットワーク整備(※) 整備期間:令和2年11月～令和3年3月

【※校内通信ネットワーク整備の内容】

・児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末配備を見据え、インターネットに常時接続するために必要となるネットワーク機器(無線アクセスポイント)を全教室に整備

・タブレット型情報端末の配備後に遅延なく動画教材等を視聴可能なインターネット接続環境を実現するため、ケーブル敷設と高速通信可能な通信機器への入れ替えを実施

151

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②小・中学校(区立)に対する感染症対策の主な取組み(続き)

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ⑥区立中学校における修学旅行の中止に伴う費用の公費負担

生徒の保護者負担を軽減するため、各学校が修学旅行の中止の決定を行った場合に旅行代理店から求められる企画料違約金について、公費で補填した。

令和2年度:中学校27校が中止決定、補填費用は22,387,807円／令和3年度:中学校22校が中止決定、補填費用は23,288,007円

###### ⑦日光林間学園の延期に伴う費用の公費負担

令和3年度 緊急事態宣言発出により実施を延期したことに対する、旅行のキャンセル料、及び新たに発生する宿の宿泊費、補助員・看護師の謝礼・旅費等を公費負担した。

令和4年度 新型コロナウイルス感染症等により不参加となった児童のキャンセル料を公費負担した。

【実績】 令和3年度 6,273万円

令和4年度 259万円(34校182名分)

###### ⑧就学援助による区立小・中学校臨時休業期間等の給食費相当額の支給(再掲)

臨時休業期間等、給食を停止していた期間の家庭での子どもへの昼食提供に対する経済的な支援として、準要保護認定者へ給食費相当額を支給した。

令和2年度(4～6月 50日分) 約300円×約13,000人×50日=約1億9,500万円

令和3年度(9月分散登校 3日分) 約300円×約13,000人× 3日=約1,170万円

152

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②小・中学校(区立)に対する感染症対策の主な取組み(続き)

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ⑨家計急変世帯に対する就学援助の特例申立の受付(令和2～4年度実施)

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対し、通常、前年所得により審査しているところ、特例として直近の収入状況等により審査し、経済的な支援を図った。(各年度9月より実施)

【実績】

	申請者数	認定者数
令和2年度	270人	184人
令和3年度	84人	48人
令和4年度	79人	66人

153

## 新型コロナウイルス感染症との闘い～区立小学校の軌跡～

◆学校での生活と感染症対策◆ 世田谷区立船橋小学校  
校長 奥長 英樹

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月27日政府からの学校臨時休業要請から、令和5年5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に引き下げられた。政府による緊急事態宣言の発出、分散登校、ワクチンの接種やPCR検査・抗原検査の実施、1年延期されたオリンピック・パラリンピックの無観客での実施――社会の大きな変化の中で、学校での教育活動も、この3年の間に様々な変化があった。

○「三密」を避ける、その言葉に表される感染症への対応は、児童の学校生活にも大きな影響を及ぼした。

- ・マスクの着用に対する対応…マスクをつけることの奨励と(運動時など)はずすことの奨励と。
- ・児童が、日常の生活で、互いの距離をとるということの難しさ。パーティションを置いての学習活動。
- ・換気、消毒など、環境整備を進める業務の忙しさ。

○登校前の家庭での健康観察。登校時の健康チェックなど、日常的な健康指導の実施。

○給食等の食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような注意や、

会話を控え(黙食)、距離を確保するなどの工夫。それによる児童

への心理的な負担も大きかった。

○対面形式でのグループワーク、一斉に大きな声を出す合唱などの活動、組み合ったり接触したりする運動などの場面では、

「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控え、触れ合わない程度の身体的距離を確保しなければならなかつた。

感染症流行時のこのような対応をとらざるを得ない状況から、学習場面や給食などの場面では、児童の心理的な負担に配慮し、厳格な対応からゆるやかなものへとシフトしていった。



154

## 新型コロナウイルス感染症との闘い～区立小学校の軌跡～

◆学習活動と感染症対策◆ 世田谷区立船橋小学校  
校長 奥長 英樹

臨時休業明け、分散登校から平常の登校になっても、感染症対策をしながらの学習は続いた。児童の学習をどのようにつくり、どのように取り組むか、また限られた時間と環境の中でどのように進めるか、日々これまでにない学習づくり・授業づくりを行ってきた。



○個別の学びの奨励と制限のある双方向の学び・対面での学びづくり。  
○体験的な学習の減少に伴い、どのように実感の伴った学びをつくるか。

対策を進め学習をつくっていく過程で、関わり合い学び合いの大切さも実感した。マスクを奨励しての対面での活動や、集合して活動する場面をより効果的に行うべく取り組んだ。

この間、大きく進んだのが学習におけるICTの活用であった。

○ICTの導入と急激な変化に対応する学びの保障

ICTの活用において、児童の情報モラルの課題や、教員の授業力向上、学校や教室環境の整備など、教育委員会と一緒に学びの保障を実現していった。

コロナ禍に中止となった宿泊行事も、感染症対策をしながら実施する方向で川場移動教室(5年生)、日光林間学園(6年生)も、日数や時期を考慮しながら実施した。会場への人数を制限した入学式・卒業式などの対策も、教育委員会と連携しながら進めてきた。



変化する社会情勢の中で、多くの感染症対策を通して、学びの保障・学びの価値も大きく見直す機会にもなった。これまでの新型コロナウイルス感染症との戦いを、今後の教育活動にも大いに生かしていきたいと考える。

155

## 新型コロナウイルス感染症との闘い～区立中学校の軌跡～

### ◆学びを止めるな◆

世田谷区立東深沢中学校  
校長 本田 仁

子どもたちの学びを止めないということで、一人一台の学習用タブレット端末が配布され、教育DXが一気に進みました。このことは日本の学校教育において大きな前進であると感じています。学校教育においては授業が一番大切ですが、子どもたちの成長においては人とのかかわりやつながりもとても大切なことです。そのことにおいては、学校行事はとても大きな役割を担っています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの学校行事が中止又は制限のある中での縮小開催となりました。

令和2年度、世田谷区は2か月間の学校休業期間を経て、6月1日から学校が再開しました。再開しても生徒全員が同時に揃うことではなく分散登校という形でした。当然ですが、学校行事などは二の次であり、まずは、生徒たちの心身の健康・安全と学びの継続が第一優先でした。しかし、2か月間以上ずっと自宅学習を強いられていた生徒たちになんとか笑顔や生き生きとした姿を取り戻してほしいという教職員や保護者の願いがあり、そのことを受けて、宿泊行事は厳しいとしても、学校行事はできるだけ例年に近い形で実施しようと考えました。

10月に延期した体育祭は、体力面や生徒同士の接触には考慮したものの例年に近い形で実施しました。また、人数制限はしましたが、コロナ禍とは思えないほど保護者の方々に観戦に来ていただき、大いに盛り上がりました。この様子は「コロナに負けず積極的な教育を展開」というタイトルで日本教育新聞も取材に来てくださいました。終わった後の生徒の満足気な笑顔を見て、教職員も私も実施してよかったと心から思いました。そして、何よりも実施したことがどのような状況においても頑張ることができる、感謝の気持ちを大切にするという生徒の成長につながりました。

156

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②幼稚園(区立)に対する感染症対策の主な取組み

##### ■概要

- ①臨時休業の取扱い ②感染防止対策

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ①臨時休業の取扱い

- ・令和2年4月7日～令和2年5月31日  
区立幼稚園：臨時休園  
区立認定こども園：原則休園とし、保育が必要な世帯等へは「応急保育」を実施
- ・令和2年7月1日～令和2年7月17日  
区立幼稚園・認定こども園分散登園を実施（保育が必要な世帯等は毎日登園可能）
- ・令和3年9月3日～令和3年9月10日  
区立幼稚園・認定こども園分散登園を実施（保育が必要な世帯等は毎日登園可能）
- ・令和4年1月28日～令和4年3月4日  
区立幼稚園・認定こども園分散登園を実施（保育が必要な世帯等は毎日登園可能）

###### ②感染防止対策

「学校・園における 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に基づき、「三密(密集、密閉、密接)」の状態の回避や手洗い・換気・消毒等、感染症対策の徹底

157

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②児童相談所・一時保護所(令和2年4月開設)に対する感染症対策の主な取組み

##### ■概要 ①児童相談所内の感染対策整備 ②職員への周知 ③訪問・面接における感染対策

④一時保護所内の感染対策整備等(濃厚接触児童や陽性児童への対応、抗原検査陽性から入院までの体制構築)

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ①児童相談所内の感染対策整備

感染対策物品の購入・設置、執務室や勤務体制の分散(令和2年5月～令和3年3月)を行った。

###### ②職員への周知

全職員への注意事項(健康管理・面接・訪問時の注意等)に関する資料を配布し、説明を行った。

###### ③訪問・面接における感染対策

来庁者用のチェックリストを作成し、来庁者の健康チェックを徹底した。また、感染対策物品(ゴーグル・ガウン・マスク等)を購入し、訪問・面接時における職員の着用を意識づけた。

###### ④一時保護所内の感染対策整備等

・令和2年4月開所時に保健所の助言を受け、感染予防対策に必要な物品購入や職員・児童の基本的感染予防対策、環境整備を実施した。

・令和2年6月まで濃厚接触児童を一時保護所で保護する事例が発生していたため、感染防止マニュアルの作成、児童の入所インテーク時のチェックリストの作成、

一時保護所での動線確保やゾーニングを行った。また、一時保護所の看護師と児童相談所の医師・保健師の医療職担当会で毎月打合せを行い、感染予防対策を強化した。

・濃厚接触児童について、東京都事業「新型コロナウイルス感染症にかかる養育困難ケースへの対応」(令和2年7月開始)に基づき、一時保護先医療機関の調整を保健所と連携し行った。委託先が見つからない場合は、東京都児童相談センター経由で小児総合医療センター等の都内医療機関調整窓口に協力を依頼した。

(実績10件、うち東京都制度の利用は4件)

・入所児童の抗原検査、PCR検査の対応を実施した。

・一時保護所入所児童の新型コロナ抗原検査陽性発生から入院調整(実績16件)まで全職員が迅速に対応できるように、保健所や一時保護所と協議し、

フローの作成・周知を行った。特に令和4年度は職員や児童の感染が多く発生する事態もあったが、新規入所に影響が出ないよう工夫し、運営を維持した。

158

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②新BOP学童クラブに対する感染症対策の主な取組み

##### ■概要

①感染拡大等にかかる周知 ②利用料減免の取扱い ③休止対応 ④感染防止対策

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ①感染拡大等にかかる周知

###### 【新型コロナによる学校の休業期間】

◆令和2年4月～7月

●学校の休業措置に伴い、一日利用可とする。利用時間は9時35分から18時15分とし、特段の事情がある家庭の場合は8時15分から利用可能。(その場合は事前に新BOPへ連絡をするよう保護者に依頼)なお、土曜日は従来どおり8時15分から運営。

###### 【緊急事態宣言初発令期間について】

●感染予防の観点から自宅で過ごすことは可能なご家庭(在宅勤務、就業先の自粛や休業等)や児童については、最小限の利用となるよう保護者あてに協力依頼をした上で、通常どおり運営。

159

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②新BOP学童クラブに対する感染症対策の主な取組み(続き)

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ①利用料減免の取扱い

◆令和2年4月～7月(新型コロナによる学校の休業期間)

◆令和3年9月(分散登校終了まで)

●学童クラブの利用料を出席日数により、日割り計算とした。※日額200円として算出。ただし、半月の利用料は2,500円、月額の利用料は5,000円を上限とする。

◆令和2年4月～令和5年5月(新型コロナウイルスが5類に変更になるまで)

●利用料の減額。又は免除。月の前半(1日～15日)又は後半(16日～末日)にわたり欠席する場合は、利用料をそれぞれの期間について2,500円減額(初日から末日までの期間は全額)

###### ③休止対応

新BOP学童クラブは休止はせず運営、BOPについては令和2年4月～令和3年9月まで休止とした。

###### ④感染防止対策

●感染リスクを低下させるために、手洗いや咳エチケットの励行、部屋のこまめな換気などのほか、児童の接触の機会を減らす取組みを心がけた。

●なお、そのために、スペースや人員の不足が課題とならないよう、教育委員会事務局から学校に依頼。

●学童クラブ及びBOPを利用する際は、毎朝必ず検温をしてから利用するよう、保護者に依頼。また、職員も毎朝必ず検温してから出勤した。

160

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②児童館に対する感染症対策の主な取組み

##### ■概要

①休館対応 ②感染防止対策

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ①休館対応

・令和2年4月1日～令和2年6月30日 休館

(令和2年6月9日～令和2年6月30日 子育て支援館5館のみ 予約制・臨時子育てひろばを開設)

※令和2年7月1日以降 開館(段階的に運営を再開)

###### ②感染防止対策

・令和2年7月1日 児童館利用ガイドライン(新型コロナウイルス感染拡大防止対策)を作成

・緊急事態宣言(国)、リバウンド防止措置(都)等に合わせて、主に下記対策を実施したほか、宣言等の解除後も区内の感染状況を踏まえて各種対策を継続

(1)館内の利用人数や活動内容の一部制限

(2)行事の精査

(3)正午から午後2時までを閉館(館内消毒作業実施)

161

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②図書館に対する感染症対策の主な取組み

##### ■概要

- ①休館対応及び再開方法 ②感染防止対策

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ①休館対応及び再開方法

- ・令和2年3月28日から4月10日までの間、感染拡大防止のため、資料の閲覧、閲覧席利用等を休止し、カウンター業務のみを行った。
- ・令和2年4月11日から5月31日までの間、国の緊急事態宣言を受け、全館休館し、カウンター業務を含むすべて図書館サービスを休止した。
- ・図書館サービスの再開を以下の通り段階的に行なった。

第1段階 令和2年5月22日から6月11日までの間 予約確保済資料の貸出宅配サービスを実施した。(貸出実績560件)

第2段階 令和2年6月1日から6月11日までの間 予約確保済資料の貸出等、短時間で終了するカウンター業務のみを再開した。

第3段階 令和2年6月12日から6月23日までの間 第2段階に加え、新規予約の受付、利用者登録等のカウンター業務を再開した。

第4段階 令和2年6月24日以降 第3段階に加え、資料の閲覧(最大2時間まで)・閲覧席の利用(席数の一部制限)を再開した。

- ・その後、「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」の方針に従い、滞在時間の制限、閲覧席数の制限、イベントの実施の制限等を漸次緩和し、令和4年7月以降、図書館サービスをほぼ全面的に再開した。

###### ②感染防止対策

- ・第4段階(資料閲覧、閲覧席の利用の再開)にあたって、以下の考え方で感染防止対策を徹底した。

従事職員を介した感染の予防 …始業前の体温チェック、体調チェック(自己申告)、作業開始の都度の手指消毒・マスク着用の徹底

利用者を介した感染の予防 …37度5分以上の方への入館自粛の要請、入館時の手指消毒の徹底、マスク着用の協力依頼

図書館資料を介した感染の予防…返却資料はすべて表面カバーを消毒液で清拭してから書架にもどす。清拭が困難な資料は、72時間別置し、ウイルスの不活性化を促したうえで書架に戻す。

###### ・電子書籍サービスの導入

感染症対策に資する非接触型サービスの一環として、電子書籍サービスを令和2年11月から導入し、現在に至っている。

(令和4年度実績 コンテンツ数 12,434タイトル 登録者数 32,643人 貸出数 19,052点 予約数 6,158件)

162

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区営住宅に対する感染症対策の主な取組み

##### ■概要

- ①区営住宅の居住者への対応 ②高齢者向け区営住宅の居住者への対応 ③区営住宅併設施設の活用

##### ■詳細(具体的な感染症対策の取組み)

###### ①区営住宅の居住者への対応(令和2年4月～令和5年5月)

- ・使用料等の制度(収入の再認定請求及び減免申請、支払い期限の延長申請)について再周知するとともに、生活支援に関する情報を全戸に配布し、これらに関する受付、相談等を行った。

- ・居住者向け広報誌に感染症予防等に関する情報を掲載し全戸に配布した。

###### ②高齢者向け区営住宅の居住者への対応(令和2年4月～令和5年5月)

- ・上記、居住者向け広報誌の配布に加え、体力の維持や認知症予防等に関する情報を、高齢者向け住宅の全戸に配布した。

- ・感染症対策とし住宅施設の団らん室の使用を制限せざるを得なかつたが、代替えの措置として高齢者向け住宅に派遣する生活協力員が戸別に訪問し、感染症対策に配慮しつつ扇越しでの会話により、安否や健康状況等の確認を行つた。

###### ③区営住宅併設施設の活用(令和4年12月～令和5年3月)

- ・区営住宅に併設する施設の空室をPCR検査会場として提供した。

163

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 ア 広報（感染者数等の公表）

■実施期間 令和2年4月～令和5年5月

第1波 第2波 第3波 第4波 第5波 第6波 第7波 第8波

#### ■概要(目的)

個人のプライバシーの保護と人権への配慮、医療機関や企業活動への配慮の観点から、感染者個人の氏名、住居地、職業等の情報については、公表しない一方で、区内事業所等において感染が確認された場合は、区民への注意喚起や感染予防に向けた協力をいただく観点から、感染者数など情報の速やかな公表に努めてきた。

#### (公表の経過)

- ・令和2年4月 1日～検査陽性者数の公表開始
- ・令和2年5月13日～東京都の公表方法に準じ、検査陽性者の状況を公表（入院中、宿泊療養中、退院等、死亡）
- 保健所・地区医師会・一部の医療機関の検査数の公表
- ・令和2年5月25日～検査陽性者の男女別・年代別人数の公表を開始

※令和2年5月25日以降の公表の経過の詳細については、169ページ参照

#### ■詳細

##### ●新型コロナウイルス感染症に関する感染者数等の公表に関する区の考え方

###### 【公表の範囲】

- ①検査陽性者の状況（累計数、入院中、宿泊療養中、自宅療養中、退院等（療養期間経過を含む）、死亡）
- ②男女別人数
- ③年代別人数
- ④PCR検査数
- ⑤検査陽性者数の推移
- ⑥日ごとの感染者数

###### 【区内事業所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の公表】

- (1)次に掲げる事例に該当し、事業の全部又は一部を休止する場合、施設種別や職員・利用者の感染者数等を公表する。

- ①区が事業主として雇用する職員が感染した場合
- ②区立小中学校、幼稚園、保育園等、区立施設において感染者が発生した場合
- ③区が指導・助言等を行う立場にある保育施設や福祉施設等において感染者が発生した場合には、区立施設に準じて当該施設と調整を行う。
- ④その他、広く区民に公表することにより、感染拡大防止に寄与すると認められるもので、事業者の同意を得た場合又は事業者が区からの公表を希望する場合

- (2)上記に限らず、区内で集団感染（5人以上の患者発生）が発生し、誰が出入りしたか特定できず、当該事業所やイベントに参加した方々に感染の可能性の注意喚起を行う必要がある場合は、個人のプライバシーの保護と人権に十分配慮したうえで、迅速に事業所名やイベント名を公表する。

164

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 ア 広報（報道（取材）対応） ■実施期間 令和2年1月～

第1波 第2波 第3波 第4波 第5波 第6波 第7波 第8波

#### ■概要(目的)

##### ア 取材対応（令和2年4月～令和4年11月）

令和2年2月以降、世田谷保健所、保健福祉政策部、ワクチン接種担当部への新型コロナウイルスに関する取材対応を広報広聴課で一本化した。基本として、電話による問い合わせ対応は広報広聴課のみとし、報道担当が3部及び関係所管と調整の上、回答した。

##### イ プレスリリース（令和2年1月～令和4年12月）

令和元年度 8件

- ・区関連施設等における新型コロナウイルスへの感染 1件
- ・新型コロナウイルスにおける区の対応 7件

令和2年度 156件

- ・区関連施設等における新型コロナウイルスへの感染 133件
- ・新型コロナウイルスにおける区の対応 21件
- ・新型コロナウイルスに伴うイベント中止 2件

令和3年度 22件

- ・新型コロナワクチンに関する区の対応 10件
- ・新型コロナウイルスにおける区の対応 10件

令和4年度 10件

- ・新型コロナワクチンに関する区の対応 6件
- ・新型コロナウイルスに伴うイベント中止 1件
- ・新型コロナウイルスにおける区の対応 3件

#### ■詳細

財政担当部副参事（ふるさと納税・財源対策担当）が政策經營部副参事（広報・報道担当）を兼務し、広報広聴課長とともに報道業務を担っていた。

（令和2年9月1日～令和2年12月31日）

##### ア 取材対応 \*電話対応による完結案件（R2・3は概ね1日10件以上対応）は含まない

令和元年度・2年度 212件（令和2年2月～令和3年3月末）

令和3年度 240件

令和4年度 36件 \*11月頃より、通常通り各所管課での直接の報道対応に随時移行

##### イ プレスリリース案件

###### 【令和元年度】

- ・区関連施設等における新型コロナウイルスへの感染について 1件
- ・新型コロナウイルス関連感染症に関する区民相談用電話を設置
- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応
- ・社会保険労務士による「新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談」を開設
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした区立小中学校の休業の継続等
- ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資」の実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応（図書館業務・入学式等の扱い）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の休館について

165

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 ア 広報(報道(取材)対応)

##### ■詳細 イ プレスリリース案件

###### 【令和2年度】

- ・区関連施設等における新型コロナウイルスの発生状況について 133件
- ・新型コロナウイルス感染症検査陽性者数の公表
- ・区立小中学校の授業等について
- ・区立小中学校の入学式・始業式の延期等
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う新BOP(学童クラブ及びBOP)の休止
- ・緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応
- ・せたがや まなびチャンネル配信開始！
- ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資あっせん日数の短縮化
- ・保育所等の休園
- ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資等コールセンターの開設
- ・緊急事態宣言期間後の世田谷区の対応について
- ・新型コロナウイルスをともに乗りこえよう～寄附金募集を開始しました
- ・緊急事態宣言・緊急事態措置の状況を踏まえた区の対応
- ・「世田谷区たまがわ花火大会」の休止(追加)
- ・特別定額給付金の重複給付
- ・新型コロナウイルス感染症対策～日産車体(株)から感染者移送車両の無償貸与を受けました
- ・7月1日以降の保育施設・児童館等の対応
- ・世田谷区立図書館の業務再開(第4段階)
- ・業態転換及び新ビジネス創出支援補助事業を開始
- ・新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
- ・区内飲食店応援冊子を発行します(世田谷ライフ+)
- ・「令和3年新成人のつどい」中止のお知らせ
- ・緊急事態宣言(令和3年1月)を踏まえた世田谷区の対応
- ・緑道の桜は“密”を回避する静かな観賞を～開花状況に合わせた「バーチャル背景用画像」を公開

###### 【令和3年度】

- ・新型コロナワクチン第一便が到着
- ・新型コロナワクチンの高齢者への先行接種を開始
- ・高齢者への新型コロナワクチン集団接種を開始
- ・高齢者への新型コロナワクチン接種の予約支援
- ・「世田谷区たまがわ花火大会」開催見送り
- ・社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)で陽性となった事例のウイルス量に関する報告及び要望
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における学校連携観戦への区立園・学校の参加の中止
- ・集団接種会場におけるワクチンの誤接種
- ・区内事業者の職域接種における区民へのワクチン接種
- ・「せたがやPay」を活用した新たな消費喚起策を実施
- ・区立園・学校における2学期の当面の教育活動等
- ・妊婦及び同居する配偶者等の新型コロナワクチン優先接種の実施
- ・新型コロナワクチンの予約なし接種の実施
- ・新型コロナワクチン高齢者施設での3回目前倒し接種
- ・新型コロナワクチン3回目接種にかかる一般高齢者に対する令和4年1月中の前倒し接種の対応
- ・世田谷区民等を対象とした抗原定性検査キットの無料配布等(追加)
- ・世田谷区民等を対象とした区施設での抗原定性検査キットの無料配布方法について
- ・感染拡大に伴う診療患者への検査体制確保に向けた医療機関等への抗原定性検査キット配布
- ・新型コロナウイルス感染急拡大に伴うPCR検査会場の臨時設置
- ・国の方針に伴う抗原定性検査キットの配布運用
- ・PCR検査会場臨時設置の運用開始
- ・区内薬剤師会を通じた高齢者等への無料抗原定性検査キット配布

166

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 ア 広報(報道(取材)対応、動画配信)

##### ■詳細 イ プレスリリース案件

###### 【令和4年度】

- ・新型コロナワクチン3回目接種の「接種数増強化期間」実施！
- ・後遺症を含む新型コロナウイルス感染症に関する区民相談
- ・集団接種会場における小児用ワクチンの廃棄
- ・集団接種会場における新型コロナワクチンの廃棄
- ・集団接種会場における新型コロナワクチンの廃棄
- ・新型コロナワクチン4回目接種の開始
- ・「世田谷区たまがわ花火大会」の開催見送り
- ・職域接種による区民へのワクチン接種ご協力について 楽天グループ株式会社への感謝状贈呈
- ・発熱外来の逼迫解消に向けた医療機関によるオンライン体制確保
- ・年末年始を含む第8波に備えた「小児専用同時検査・診療所」及び「同時検査・オンライン診療」の開始

##### ●動画

- 新型コロナウイルスに関する注意喚起や区の取組みについて、主に区長からメッセージ動画としてYouTubeで配信するとともにSNSによる区民周知を図った。
- ・区長メッセージ配信 34件(令和元年度 1件、令和2年度 10件、令和3年度 20件、  
令和4年度 3件)
  - ・世田谷保健所メッセージ動画 2件(令和4年度 2件)

##### 区長メッセージ配信

###### 【令和元年度】

- ・児童・生徒の皆さんへ(令和2年3月27日)

###### 【令和2年度】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口(令和2年4月16日)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起(令和2年5月22日)
- ・PCR検査体制の拡充と注意喚起(令和2年9月28日)
- ・感染状況を踏まえた注意喚起(令和2年11月20日)
- ・感染拡大防止について(令和2年12月24日)
- ・緊急事態宣言と区内感染状況等について(令和3年1月8日)
- ・介護事業所・障害者施設における社会権検査(令和3年1月8日)
- ・緊急事態宣言延長に伴う区民の皆さんへのお願い(令和3年2月8日)
- ・新型コロナワクチン接種に向けて準備を進めています(令和3年3月5日)
- ・引き続きの感染防止対策へのご協力(令和3年3月5日)

167

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 ア 広報(動画配信)

##### ■詳細

###### 区長メッセージ配信

###### 【令和3年度】

- ・高齢者施設におけるワクチン接種開始と接種に関するご案内(令和3年4月16日)
- ・区内感染状況と注意喚起(令和3年4月25日)
- ・緊急事態宣言延長を受けて(令和3年5月10日)
- ・ワクチン接種について(令和3年5月14日)
- ・緊急事態宣言の延長を受けて(令和3年5月31日)
- ・まん延防止等重点措置への移行を受けて(令和3年6月21日)
- ・緊急事態宣言の発出を受けて(令和3年7月12日)
- ・新規陽性者の急増を受けて(令和3年7月28日)
- ・年末年始の感染対策・今後のワクチン接種について(令和3年12月20日)
- ・オミクロン株拡大による注意喚起(世田谷保健所長も出演)(令和4年1月17日)
- ・抗原定性検査キットの無料配布について(令和4年1月18日)
- ・新型コロナワクチン3回目接種について(令和4年1月19日)
- ・オミクロン株の拡大とワクチン3回目接種(令和4年1月21日)
- ・新型コロナウイルス感染症における検査体制(令和4年1月21日)
- ・新型コロナワクチン3回目接種に関する最新情報(令和4年1月26日)
- ・無料抗原定性検査キットの配布等に関する最新情報(令和4年1月26日)
- ・抗原定性検査キット配布に関する運用変更(令和4年1月28日)
- ・新型コロナウイルス感染症検査体制に関する最新情報(令和4年2月9日)
- ・都PCR等検査無料化事業の最新情報(令和4年2月14日)
- ・新型コロナウイルス検査体制の強化(令和4年2月28日)

###### 区長メッセージ配信

###### 【令和4年度】

- ・連日の猛暑に伴う熱中症の予防と対応について(マスク着用)(令和4年6月30日)
- ・新型コロナワクチン接種の促進に関する最新情報及び社会的検査の拡充に関する最新情報(令和4年7月15日)
- ・新型コロナウイルス感染の急拡大と感染対策の徹底(令和4年7月26日)

###### 世田谷保健所メッセージ動画

###### 【令和4年度】

- ・新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ(令和4年9月26日)
- ・新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ(令和5年1月12日)

168

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 ア 広報(ホームページ)

##### ■概要(目的)

###### ●区ホームページ

令和2年1月22日 新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を開始

令和2年2月28日 情報発信ページを全庁の情報をまとめた特設ページとして整理

###### ア)新型コロナウイルス検査陽性者数の公表

令和2年4月1日 区内新型コロナウイルス感染症検査陽性者数の公表を開始

令和2年5月13日 都の公表方法に準じ、検査陽性者の状況(入院中、宿泊療養中  
自宅療養中、退院等(療養期間経過を含む)、死亡)の公表を開始

令和2年5月25日 検査陽性者の男女別・年代別人数の公表を開始

令和3年7月27日 検査陽性者の療養状況の推移(死亡を含む)について推移のグラフ  
掲載を開始

令和4年9月25日 全数届出見直しにより、区内検査陽性者数を把握できなくなること  
に伴い、区内検査陽性者数の公表を終了

令和4年9月26日 全数届出見直しに伴い、医療機関による届出件数の公表を開始  
(月曜～日曜の届出件数を翌火曜15時までに公表した)

令和5年5月7日 法律上の位置づけが5類感染症に変更したことにより、発生届による  
届出が終了したことに伴い、発生届数の公表を終了

令和5年5月8日 区内感染動向の発信として、区内定点医療機関(区内25カ所)が把握  
した患者数を週ごとの統計として公表開始

###### イ)区関連施設等における新型コロナウイルス感染症発生状況の公表

令和2年3月4日 区内関連施設における新型コロナ発生状況の公表を開始(注目情報掲載)

令和2年4月24日 区職員における新型コロナ陽性情報の公表を開始(注目情報掲載)

令和2年12月1日 区内関連施設における新型コロナ発生状況に関する集約ページを開設

令和4年9月26日 区内感染動向の公表として区関連施設の感染状況を公表開始

令和4年12月27日 令和4年9月25日分以前の区関連施設等における発生状況の公開を終了

###### ウ)ワクチン接種に関する案内

令和3年1月29日 新型コロナワクチン接種に関する情報を公開(地域保健課)

令和3年6月1日 新型コロナワクチンに関する特設ページを開設(広報広聴課)

##### ■運用体制

###### ●区内検査陽性者数の公表 (令和2年4月1日～令和4年9月25日)

広報広聴課にて世田谷保健所による報告データを基に検査陽性者数の算出及びホームページによる  
公表作業を実施。

###### ●医療機関による届出件数の公表 (令和4年9月26日～令和5年5月7日)

広報広聴課にて、保健福祉政策部による報告データを基にホームページ公表作業を実施。

###### ●区関連施設等における新型コロナウイルス感染症発生状況の公表(令和4年9月26日～令和5年5月7日)

広報広聴課にて、高齢者施設(高齢福祉課)、障害者施設(障害施策推進課)、保育園(保育課)、幼稚園・小中学校  
(学校健康推進課)、区職員(広報広聴課)の陽性者数及び発生施設数の報告データを集計し公表作業を実施。

###### ●ワクチン接種に関する案内

令和3年5月より令和4年1月まで、ワクチン接種に関するホームページでの情報発信を広報広聴課  
で扱い、特設ページの開設及び随時更新を実施。

169

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 ア 広報(SNS・LINE・写真ニュース)

##### ■概要(目的)

###### ●X(旧Twitter)

- ・令和3年3月16日 「世田谷区コロナワクチン」アカウントを開設
- ・令和6年3月29日 「世田谷区コロナワクチン」アカウントの運用を終了予定
- \*令和3年6月から令和5年3月まで広報広聴課で当該アカウントを運用。

令和5年4月以降は、住民接種担当課にて当該アカウントを運用。

###### ●Facebook

- 令和3年6月から令和5年3月まで配信原稿の作成を広報広聴課で実施。
- 令和5年4月以降は、住民接種担当課にて配信原稿を作成、広報広聴課で配信。

###### ●LINE

- 令和2年5月25日 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信の多重化として区公式LINEを開設

令和3年12月15日 「新型コロナワクチン」セグメント配信を開始

令和6年3月29日 「新型コロナワクチン」セグメント配信を終了予定

###### ●写真ニュース

新型コロナウイルスに関する区の取組み等を掲載

令和2年度 10件

令和3年度 9件

##### ■詳細

###### ●X(旧Twitter)「新型コロナワクチンアカウント」

(令和3年3月16日～令和6年1月末時点)

配信数 477件 \*広報アカウントにおいても随時同内容を配信

###### ●Facebook (令和2年3月30日～令和6年1月末時点)

配信数 217件(新型コロナに関する案件)

###### ●LINE (令和2年10月7日～令和6年1月末時点)

配信数 81件(新型コロナに関する全登録者あて配信)

115件(セグメント配信「新型コロナワクチン」)

26件(LINE VOOMによる新型コロナに関する発信)

###### ●写真ニュース

令和2年度:川場村からのヨーグルトの児童養護施設等への提供、川場村からの雪ほたかの母子生活支援施設等への提供、世田谷ライオンズクラブを通じたマスク寄贈、区立小学校分散登校開始、手作りマスクの寄贈(深沢地区の皆さんとの取組み)、小学校で感染症対策用のパーテーション作り、寄附金で購入したマスクの区内病院等へのお届け、日産車体(株)から特別仕様の車両の無償貸与、目黒星美学園よりマスクとアルコール消毒寄贈、柔道整復師会世田谷支部からの寄附に感謝状を贈呈

令和3年度:新型コロナワクチンの接種準備、高齢者への新型コロナワクチン集団接種開始、ワクチン接種のWEB予約込みを区職員がサポート、区長・区職員による感染拡大防止の注意喚起、ウイルス量に関する報告書・要望書を厚生労働省へ提出、多様なワクチン接種の機会を周知、高齢者へワクチン3回目接種の前倒し開始、検査車両を用いたPCR検査会場を臨時設置、抗原定性検査キットの無料配布を実施

170

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 ア 広報(区のおしらせ等)

##### ■概要(目的)

###### ●広報紙等

区のおしらせ、メールマガジンでの掲載、エフエム世田谷での放送を通じて、コロナ情報(相談窓口、ワクチン、給付金等)を周知(令和2年3月～)

特に、第6波以降は、重症化リスクの低下と感染者数の急増によって、発熱相談センター等への問い合わせ集中や医療機関の業務ひっ迫等が発生したため、「セルフケア推進のための周知啓発」や「診療・検査等の情報に関する周知」等の周知啓発や情報提供に取り組んだ。

##### ■詳細

###### ●広報紙等

- ・区のおしらせ定期号(コロナ相談窓口案内、ワクチン接種情報)(令和2年3月～令和6年3月)
- ・区のおしらせ特別定額給付金・新型コロナウイルス感染症対策特集号の発行(令和2年5月)
- ・区のおしらせ新型コロナワクチン接種特集号の発行(令和3年4月)
- ・区のおしらせ新型コロナワクチン3回目接種特集号の発行(令和3年12月)
- ・区のおしらせ住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金特集号の発行(令和4年2月)
- ・医療機関・薬局対象ポスター 新型コロナワクチン接種予約情報臨時号(令和3年7月9日)

<区のおしらせ「せたがや」令和4年12月1日号より>

The screenshot shows a section of the 'Setagaya' newspaper from December 1, 2022. It includes a QR code, a contact number (03-5432-2910), and various text boxes providing information about COVID-19 vaccination, including details for children and seniors, and a section for medical facilities.

171

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 ア 広報(やさしい日本語による在住外国人への情報提供)

■実施期間 令和2年5月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症に関する基本情報及び予防に係る注意喚起、ワクチン接種等に関する情報について、やさしい日本語を用いてまとめたホームページを作成し、在住外国人へわかりやすく情報提供を行った。

#### ■詳細

●やさしい日本語での表記(例:相談場所→そだん する ところ)

●漢字のルビ付記

●主な掲載内容:

- ・新型コロナウイルス感染症に関する基本情報及び項目ごとの適切な所管機関への案内

- ・新型コロナウイルスについての基本情報・予防対策

- ・新型コロナウイルスについての相談先(支援金や仕事等の生活支援)

- ・新型コロナワクチン接種のおしらせ

- ・外国語ができる医療機関検索サービスの案内

等

#### ●閲覧件数

約2,500件(令和5年5月7日時点)

172

## 2 世田谷区における主な取組み

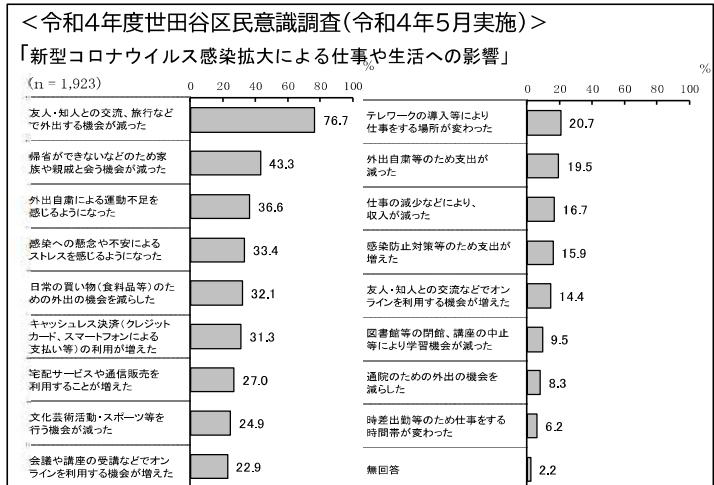
### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 イ 広聴(世田谷区民意識調査)

#### ■概要

令和3年度、令和4年度の世田谷区民意識調査において「新型コロナウイルス感染症に伴う生活への影響」を調査した。

#### ■詳細



173

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 イ 広聴(区民の声)

##### ■概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、区民の声※が急増した。新型コロナウイルス関連区民の声の推移は以下のとおり。  
※区長へのハガキや区のホームページなどを通じ、区民の皆さんから寄せられたご意見やご要望

##### ■詳細

新型コロナウイルス関連区民の声 受付件数(令和2年1月～令和5年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	115	378	495
令和2年度	2,328	618	344	409	421	193	52	80	102	287	72	57	4,963
令和3年度	354	484	376	281	455	162	38	25	102	169	176	70	2,692
令和4年度	54	32	41	70	77	50	60	32	23	25	30	18	512



174

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②区民等への情報発信 ウ 新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成

##### ■実施期間 令和3年2月～令和3年7月

第1波 第2波 第3波 第4波 第5波 第6波 第7波 第8波

##### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染者やその家族、医療関係者などへの偏見、誹謗中傷、差別が各地で後を絶たない状況を抑止するため、人権侵害を防ぐ啓発用チラシを作成し、順次、区民、事業者などへ配布した。

##### ■詳細

区立小中学校保護者、世田谷区医師会、玉川医師会、商店街連合会、世田谷工業振興協会、区広報板、町会・自治会回覧、区立施設などへ配布等を行った。

※チラシ原稿は次ページ参照

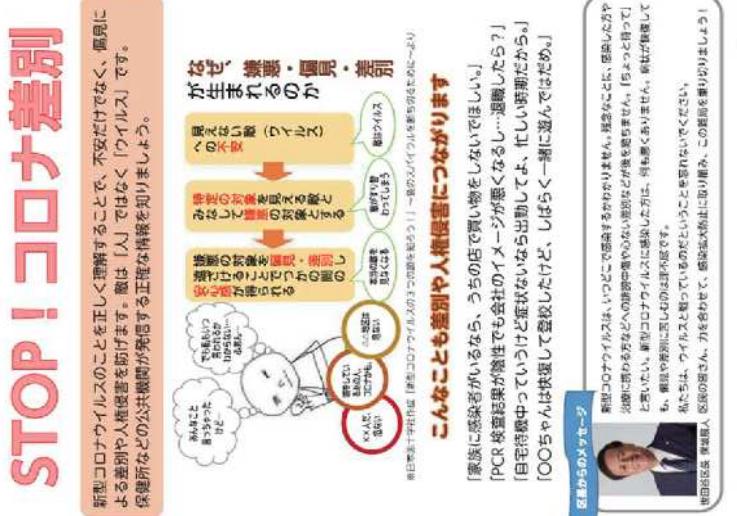
175

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

②区民等への情報発信 ウ 新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成

#### ■チラシ原稿■



176

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

②その他 ア 世田谷区新型コロナウイルスをともに乗りこえる寄附金

#### ■実施期間 令和2年4月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、医療機関等への支援を寄附で支えようとする機運の高まりを受け、区の新型コロナウイルス感染症対策を加速させるため、「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗りこえる寄附金」(以下、「コロナ寄附金」という)の募集を開始した。

#### ■詳細

##### ①寄附募集活動

寄附受付専用の銀行口座の開設のほか、区HPでの周知、寄附ポータルサイトでのガバメントクラウドファンディング<sup>®</sup>の実施(令和2年5月1日～8月24日、8月24日～12月31日)、区内広報掲示板やワクチン接種会場等での募集チラシの掲示、雑誌への記事掲載、コロナ禍で断捨離が増加した世相を反映した“モノによる寄附一断チャリプロジェクト”への参加等による寄附募集に取り組んだ(断チャリプロジェクト実績:28件 228,019円)。

また、世田谷246オンラインハーフマラソンの開催に当たり、一般の参加料とは別に、寄附金500円分を含む参加料を設定し、その寄附金分をコロナ寄附金に充当した(令和2～4年度 計752件 376,000円)。

##### ②寄附金の実績(令和6年3月末時点)

寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策本部にて、フェーズの変化に応じ必要とされる対策に活用することとし、以下に活用した。

- ◆ 区内医療機関等への感染防止対策に必要な防護用品(マスク、防護服、グローブ)等の配付 1,000万円
- ◆ 医療的ケア児(者)に対する消毒液の配付 361万8,120円
- ◆ PCR検査体制の強化等 8,160万1,170円
- ◆ 区内介護事業所等への抗原定性検査キットの配付 612万2,088円

実施期間合計:1億134万1,378円

177

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②その他 イ マスクや消毒液などの寄附の受け入れ

■実施期間 令和2年4月～令和5年5月

第1波 第2波 第3波 第4波 第5波 第6波 第7波 第8波

#### ■概要(目的)

●マスクや消毒液など、手に入りづらい時期等に、新型コロナウイルス感染症対策のご支援として、区民並びに事業者から世田谷区へ支援物資の寄贈の申し出があり、受け入れを行った。

●頂いた寄贈品は、区内医療機関や高齢者施設、障害者施設、子ども関連施設及び庁内等で、感染拡大防止等のために有効に活用した。

#### ■詳細

寄贈件数の合計は144件であり、内訳は以下のとおりである。

対象年度	寄贈件数
令和2年度	122件
令和3年度	15件
令和4年度	7件



マスク	消毒液等	飲料等	衛生用品	その他
86件	20件	8件	20件	10件

178

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②その他 ウ 新型コロナウイルス対策のためのICT環境の整備

■実施期間 令和2年4月～

第1波 第2波 第3波 第4波 第5波 第6波 第7波 第8波

#### ■概要(目的)

対面での人との接触等を減らすことによる感染リスクの低減と、区の体制における機動性の強化や業務の継続を支えるためのICT環境の整備を行った。

#### ■詳細

##### ●モバイルPC等の配備・モバイルワーク環境整備

モバイルPC100台を保健所のほか新型コロナウイルス対策本部及び事業継続対策部会の所属等に早期に集中的に配置し、その後、各部・全管理職に配備  
モバイルルーター50台の導入

モバイルワーク(在宅勤務)実施に向けたマイクロソフト社のオンラインストレージ(Onedrive)の利用環境や利用ルールを整備

##### ●オンライン会議・ウェビナー環境整備

ZOOMライセンスや専用PC、モバイル回線、カメラ、スピーカーフォンを導入・拡充し、マニュアル整備とともにオンライン会議用端末等を庁内に貸出

##### ●電子申請

区への来庁不要や対面機会の抑制、窓口混雑緩和などのため、電子申請の拡充に向けた検討や支援を実施

179

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②その他 工 各種取組みへの応援職員配置状況

取組みによっては、区の人事部局と調整し応援体制を組み業務を実施した。その主な応援体制については以下のとおり。

年度	業務名	応援(兼務)日数(日)	応援(兼務)職員延べ人数(人)(概算)
令和2年度、 令和3年度	世田谷保健所体制強化	501	2,446
令和2年度	新型コロナワクチン接種体制強化	65	327
令和2年度	住居確保給付金関連業務	134	279
令和2年度	緊急融資関連業務	365	857
令和2年度	特別定額給付金業務(全般)	143	4,165
令和2年度	特別定額給付金業務(手続処理)	89	8,860
令和2年度	特別定額給付金業務(電話対応)	36	476
令和2年度	社会的検査等検査関連業務	312	1,761
令和2年度	医療機関等支援事業	214	244
令和2年度	国民健康保険料減免	131	1,326
令和2年度	介護保険料減免業務	19	38

※令和2年度は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、令和3年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、  
令和4年度は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

180

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②その他 工 各種取組みへの応援職員配置状況

取組みによっては、区の人事部局と調整し応援体制を組み業務を実施した。その主な応援体制については以下のとおり。

年度	業務名	応援(兼務)日数(日)	応援(兼務)職員延べ人数(人)(概算)
令和3年度	GW期間中の世田谷保健所体制強化	7	42
令和3年度	世田谷保健所体制強化	173	2,919
令和3年度	新型コロナワクチン接種体制強化	341	2,630
令和3年度	新型コロナワクチン接種 コールセンター対応	96	415
令和3年度	新型コロナワクチン接種 集団接種会場対応	276	12,420
令和3年度	新型コロナワクチン接種 予約支援対応	31	62
令和3年度	新型コロナワクチン接種 要配慮者対応への体制強化	297	1,384
令和3年度	社会的検査 体制強化	183	440
令和3年度	感染拡大に伴う緊急措置対応	14	46
令和3年度	生活困窮者自立支援金支給業務	274	274
令和3年度	臨時特別給付金業務	121	398

※令和2年度は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、令和3年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、  
令和4年度は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

181

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ②その他 工 各種取組みへの応援職員配置状況

取組みによっては、区の人事部局と調整し応援体制を組み業務を実施した。その主な応援体制については以下のとおり。

年度	業務名	応援(兼務)日数(日)	応援(兼務)職員延べ人数(人)(概算)
令和3年度	子育て世帯への特別給付金業務	304	1,380
令和4年度	世田谷保健所体制強化	133	537
令和4年度	臨時特別給付金業務	97	228

※令和2年度は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、令和3年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、  
令和4年度は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

182

## 2 世田谷区における主な取組み

### (2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

【区の対応方針(令和5年4月13日 第102回新型コロナウイルス感染症対策本部決定)】(令和5年5月時点)

区は、国や東京都の動きを踏まえ、5類移行後は次の考え方に基づいて対応を行う。

- ① 感染症法上の分類が5類に移行することにより、実施根拠がなくなる事業については原則「廃止」する。  
(例)濃厚接触者への検査、患者移送、自宅療養者への支援など
- ② 5類移行後も、新型コロナウイルス感染症から区民の生命と健康を守るために区が担うべき事業は「継続」する。  
(例)区民の不安解消、外来や救急への影響緩和、重症化リスクの高い区民が多い高齢者施設等の感染対策、幅広い医療機関による自律的な対応に向けた医療機関支援など
- ③ 「継続」する事業の実施期間については、国や都の動向も踏まえて判断する。
- ④ 感染が再拡大した場合に備える必要があるため、これまでの経験を活かし、機動的に対応できる体制を維持する。
- ⑤ 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になった場合には、ただちに迅速な対応を図る。

183

## 2 世田谷区における主な取組み

### (2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の取組みについては以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容(令和5年5月時点)
●新型コロナウイルス相談窓口 ●発熱相談センター ●後遺症相談窓口	世田谷区自宅療養者相談センターにおける健康相談機能も含めて、電話相談窓口を統合し、「世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター」として実施する。
新型コロナウイルス感染症に関する「暮らしの総合相談窓口」	各総合支所において、通常業務である、すぐやる相談窓口の業務に含めて継続実施する。
感染症アドバイザー派遣	希望する社会福祉施設等に対し、アドバイザーによる新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策及び予防に係る助言等を行う体制を当面維持する。
保健所体制強化 (委託の活用)	5類移行後も入院調整業務の一部を保健所が担うことが都の方針として決定したことから、入院調整に係る看護師の委託を継続する。 一方で、発生届の入力等のデータ入力作業は終了となるため、データ入力に係る事務職は入院調整業務を残し縮小する。
積極的疫学調査	集団発生報告に基づき積極的疫学調査は施設調査のみ保健所職員にて継続して対応。

184

## 2 世田谷区における主な取組み

### (2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の取組みについては以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容(令和5年5月時点)
●入院勧告・医療費公費負担決定 ●証明書の発行	令和5年5月7日以前の患者にかかる申請について引き続き対応している。
社会的検査(随時検査)	対象施設を高齢者・障害者施設とし、事業所・施設内で感染者が発生した場合のみ実施する。
社会的検査(抗原定性検査) - 隨時検査の補完	対象施設を高齢者・障害者施設に限定し抗原定性検査キットを配付する
新型コロナワクチン接種	重症化予防の観点から令和5年春開始接種(5月～8月)及び令和5年秋開始接種(9月～12月)を実施予定。
区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)	引き続き実施
業態転換及び新ビジネス創出支援補助	引き続き実施
区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施	引き続き実施

185

## 2 世田谷区における主な取組み

### (2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の取組みについては以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容(令和5年5月時点)
国民健康保険料減免	国の通知等に基づき、継続して実施
国民健康保険傷病手当金	引き続き実施
新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業	令和5年6月末までを支援対象期間とし、補助内容を精査した上で実施。以降は分類変更後の対応医療機関数の推移や、感染拡大状況を見定めて、補助が必要な場合には、改めて内容等を検討する。
子ども配食事業	引き続き実施
子ども関連施設等支援事業	感染防止用としてのマスクや消毒液等の物品購入に対する補助は廃止するが、引き続き東京都補助金を活用し、感染者が発生した場合の職員の割増賃金や消毒清掃費用等を補助対象とする。なお、今後の国や都の動向を踏まえ、変更等が生じる場合にはあらためて方針を検討する。

## 2 世田谷区における主な取組み

### (2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の取組みについては以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容(令和5年5月時点)
住民票の写しの交付手数料免除	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会へ「特例貸付の償還免除」の理由により提出する住民票は、交付手数料免除を継続
高齢者・障害者施設等支援事業	マスク等の衛生物品購入に限り補助対象とし、国や都の動向を踏まえ今後の方針を検討する。
在宅要介護高齢者の受入体制整備事業	濃厚接触者の考え方がなくなるため、個別の介護状況等を踏まえて実施可否を判断。セーフティネットとして半年程度継続し、その後は状況を見て廃止についても検討する。
感染症対策研修(WEB配信)の実施	内容を適宜見直し、引き続き実施
在宅要介護者の受入体制整備事業	濃厚接触者の考え方がなくなるため、個別の介護状況等を踏まえて実施可否を判断。セーフティネットとして半年程度継続し、その後は状況を見て廃止についても検討する。

## 2 世田谷区における主な取組み

### (2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の取組みについては以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容(令和5年5月時点)
障害者施設向け接種支援(巡回接種、 障害者入所・通所施設への巡回接種を引き続き実施 施設利用者専用レーン)	
世田谷区新型コロナウイルスとともに 乗りこえる寄附金	区における新型コロナウイルス感染症対策への取組みを継続していることから 引き続き実施